

# 第4章 原子力安全対策

## 1. 島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定

### (1) 協定の締結

島根原子力発電所の30キロ圏内に鳥取県米子市の一帯及び境港市全域が含まれます。県民の安全確保及び環境の保全を図ることを目的として、平成23年5月から中国電力との安全協定締結に向け調整した結果、全国初の「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ）」（当時）外での安全協定を締結しました。

#### 締結式

日 時：平成23年12月25日（日）  
場 所：知事公邸第1応接室  
出席者：鳥取県：平井伸治鳥取県知事  
米子市：野坂康夫米子市長  
境港市：安倍和海副市長（市長代理）  
中国電力（株）：苅田知英取締役社長、岩崎昭正島根原子力発電所長



### (2) 島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定及び運営要綱の概要

鳥取県、米子市、境港市及び中国電力は、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保及び環境の保全を図ることを目的として、次のとおり協定及び運営要綱を締結しています。

#### 協定及び運営要綱の主な内容

※ 鳥取県（甲）、米子市（乙）、境港市（丙）、中国電力（丁）とそれぞれ表記する。

特徴的な項目	項目説明	記載箇所
①計画等の報告	<ul style="list-style-type: none"><li>丁は、発電所の増設に伴う土地の利用計画及び原子炉施設の重要な変更、原子炉の廃止措置計画及び同計画の重要な変更について甲、乙及び丙に運営要綱に基づき報告する。</li><li>甲、乙、丙及び丁は、前項に定める報告について相互に意見を述べることができるとともに、意見があった場合は、相互に誠意をもって対応する。</li><li>報告に当たって丁は、まず事前に計画概要を報告し、その後の報告に係る時期、方法及び内容等について、意見を述べるための検討期間を考慮し、甲、乙及び丙と協議を行った上で、相互の意見を踏まえ、適切に報告を行う。</li></ul>	協定第6条 (1) (2) (3)  協定第20条 (2) 要綱第3条 (2)
②現地確認	<ul style="list-style-type: none"><li>甲、乙及び丙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丁に対し報告を求め、又は甲、乙及び丙の職員を発電所に現地確認させることができる。</li><li>丁は、前項の現地確認に協力するものとする。</li><li>甲、乙、丙及び丁は、現地確認において相互に意見を述べできることとともに、意見があった場合は、相互に誠意をもって対応する。</li></ul>	協定第11条  協定第20条 (2)

③核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡	<ul style="list-style-type: none"> <li>丁は、甲、乙及び丙に対し、新燃料、使用済燃料等の輸送計画及びその輸送に係る安全対策について、事前に連絡する。</li> <li>丁は、甲、乙及び丙に対し、年間輸送計画を前年度末までにまた、輸送計画及びその輸送に係る安全対策について、少なくとも輸送日の30日前までに連絡する。</li> <li>ただし、輸送日時、経路等輸送に係る詳細な情報で、核物質防護の観点から連絡できないものを除く。</li> </ul>	協定第7条 要綱第4条
④協定の改定	<ul style="list-style-type: none"> <li>この協定に定める事項につき、国の原子力防災対策見直しのほか改定すべき事由が生じたときは、甲、乙、丙及び丁は、いずれかからもその改定を申し出ることができる。なお、甲、乙、丙及び丁は、誠意をもって協議するものとする。</li> <li>甲、乙、丙又は丁のいずれかから改定の申し出があったときは、必要に応じ、甲、乙、丙及び丁の実務担当者で構成される協議会を開催する。</li> </ul>	協定第19条 要綱第11条
⑤安全確保等の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>丁は、発電所から放出される放射性物質に対する県民の安全確保及び周辺環境の保全を図るために、関係法令等の遵守はもとより、発電所の建設及び運転・保守に万全の措置を講ずる。</li> </ul>	協定第1条
⑥情報の公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>甲、乙、丙及び丁は、原子力の安全性に関する情報の公開に積極的に努める。</li> </ul>	協定第2条
⑦環境放射線等の測定	<ul style="list-style-type: none"> <li>甲、乙、丙及び丁は、甲が定める計画に基づき鳥取県内の環境放射線に関する測定を行う。</li> <li>乙、丙及び丁は、甲が定める計画の策定又は変更について意見を述べることができるとともに、意見があった場合は、相互に誠意をもって対応する。</li> <li>甲、乙及び丙は、必要と認めた場合は、丁が行う測定について、甲、乙及び丙の職員を立ち会わせることができる。</li> <li>甲は、測定結果を公表する。</li> </ul>	協定第5条 協定第20条(2)
⑧平常時における連絡	<ul style="list-style-type: none"> <li>丁は、甲、乙及び丙に対し、発電所建設工事の計画及び進捗状況、廃止措置の実施状況などについて、定期的に又はその都度遅滞なく連絡するものとする。</li> </ul>	協定第8条
⑨保安規定における運転上の制限等を満足しない場合の連絡	<ul style="list-style-type: none"> <li>丁は、島根原子力発電所原子炉施設保安規定に定める運転上の制限及び施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、速やかな復旧に努めるとともに、速やかに甲、乙及び丙に連絡する。</li> </ul>	協定第9条
⑩異常時における連絡	<ul style="list-style-type: none"> <li>丁は、甲、乙及び丙に対し、原子炉施設等の故障関係などの事項について発生時に連絡するものとする。</li> </ul>	協定第10条
⑪公衆への広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>丁は原子力の安全確保等について、県民への広報を積極的に行うものとする。</li> </ul>	要綱第8条
⑫損害の補償	<ul style="list-style-type: none"> <li>発電所の運転等に起因して、県民に損害を与えた場合は、丁は誠意をもって補償に当たる。</li> <li>発電所の運転等に起因して、県民に損害を与えた場合において、明らかに風評により農林水産物の価格低下、営業上の損失等の経済的損失が発生したと認められるとき、丁は、その損失に対し誠意をもって補償その他の最善の措置を講ずる。</li> <li>補償の実施に当たり、補償額の決定に長期間を要すると判断されるときは、丁は国等の関係機関と調整の上、仮払い等の措置を講ずる。</li> </ul>	協定第17条 要綱第10条
⑬運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>この協定の運用において、甲、乙、丙又は丁のいずれかから意見があった場合は、相互に誠意をもって対応する。</li> <li>甲、乙及び丙は、平常時・異常時等における連絡等を受けたときは、必要に応じ、関係自治体及び防災関係機関へ連絡する。</li> </ul>	協定第20条

### (3) 安全協定の改定

#### 1) 協定改定の申し入れについて

鳥取県民の更なる安全・安心の確保のため、中国電力に対して平成24年11月1日に安全協定第19条の規定に基づき、立地県並みの協定となるよう改定を申し入れており、平成25年3月15日に中国電力より、「安全協定の運営においては、立地自治体と同様の対応を行う」旨の回答を受けています。

また、平成25年12月17日に、島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性確認申請に関する事前報告への回答にあわせて、早期改定の申し入れを行っています。

#### 2) 1号機の廃止協定改定の申し入れについて

島根原子力発電所1号機については、平成27年4月30日をもって営業運転を終了したことから、今後、廃止措置計画を作成し、原子炉等規制法に基づき原子力規制委員会の認可を受ける必要があります。

県では、今後進展が想定される1号機の廃止措置に対して、安全協定に基づき中国電力に対して厳正に対応していく中で、安全協定第6条の「原子炉の解体」について、法令の手続きに沿って明確化する必要があるため、安全協定等の一部改正について、米子市及び境港市を代表して中国電力に対して協定改定の申入れを行いました。

申入れの結果、平成27年12月22日に、原子炉の廃止に伴う法令上の手続きを明確化するなど安全協定の一部改正がされました。

#### 【改定内容】

協定及び同要綱ともに、廃止措置の法令に沿った手続きについては、全て立地自治体の協定と同じになりました。

##### ア 事前の報告（協定第6条、運営要綱第3条）

「原子炉の解体」を「廃止措置計画の認可」とび「廃止措置計画の重要な変更」と表記することによって、法令に沿って事前に報告すべき手続き等を明確化。

##### イ 平常時における連絡（協定第8条、運営要綱第5条）

廃止措置の実施状況を確認するための平常時における連絡として、「廃止措置の実施計画」「廃止措置状況」等を明記。

##### ウ 保安規定における運転上の制限を満足しない場合の連絡（協定第9条、運営要綱第6条）

廃止措置を実施する際に、廃止措置段階の保安規定に新たに加わる「施設運用上の基準」を追記し、明確化。

##### エ 安全確保の責務（協定第1条）

廃止措置中の原子炉施設においても中国電力に安全確保の責務があることを明確化。

##### オ その他

本協定の締結後に行われた法令等の改正に伴う文言等の修正。

#### 3) 経緯

平成23年 12月25日	協定締結（鳥取県、米子市、境港市、中国電力㈱）
平成24年 11月1日	知事、米子市長、境港市長から中国電力刈田社長へ直接、立地県並みの安全協定への改定について申入れ
11月20日	第1回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会（実務者レベル） 改定項目を提示（計画等の事前了解、立入調査、措置の要求、核燃料物質等の輸送情報）
平成25年 1月23日	第2回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会（実務者レベル） 現協定の実効性確保のための運用面での内容確認（県専門家委員の現地確認、広報等）
3月6日	統轄監から中電島根原子力本部長へ、安全協定の改定協議状況に関する申入れ（県庁）
3月13日	副知事、米子市（水道事業管理者）、境港市副市長から中電副社長へ、安全協定の改定に関する申入れ（中電広島本社）
3月15日	中国電力清水副社長が知事へ直接申入れに対する文書回答を持参（県庁）
11月21日	中国電力から本県に対し、安全協定第6条に基づく島根原発2号機の新規制基準への適合性確認申請の事前報告（島根県等にも同日対応）
11月22日	第3回原子力安全対策PT会議（米子・境港市長との意見交換）
11月25日	第4回原子力安全対策PT会議（中電による説明）
11月30日	原子力防災専門家会議（中電による説明（申請内容に係る技術的検討等））
12月4日	中電主催の地元での説明会（住民も参加）
12月11日	3首長意見交換（知事、米子市長、境港市長）
12月12日	鳥取県議会全員協議会（中電による説明、事前報告について）
12月13日	覚書に基づく島根県からの意見照会

12月 17日	安全協定に基づく事前報告に対する鳥取県等の回答について、知事から中電副社長へ申入れ（鳥取県庁）（意見留保） 適合性確認申請に当たっての安全協定に基づく事前報告の可否に関しては、条件を付けた上で最終的な意見を留保し、最終的な意見は、原子力規制委員会及び中電から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市、境港市の意見を聞いた上で提出する。
12月 25日	知事が中電刈田社長と意見交換（県庁）
平成 26年 3月 10日	中電主催説明会（2県6市の職員対象）
10月 20日	知事から中電社長へ、原子力防災対策（人件費など）の負担への協力要請（中電本社）
平成 27年 3月 18日	知事から中電副社長に申入れ（県中部総合事務所） 島根1号機廃止に係る申入れ（厳正な安全対策の徹底、協定改定、防災対策への協力等）
3月 19日	県から中電に対し、申入れ書「島根原子力発電所1号機の廃止決定に伴う申入れについて」を手交
5月 1日	県から中電に対し、申入れ書「島根原子力発電所1号機の運転終了に伴う申入れについて」を発出（危機管理局長名）
5月 15日	県から中電に対し、申入れ書「島根原子力発電所1号機の営業運転終了に伴う安全確保について」を手交
12月 8日	知事から中電副社長へ、島根1号機廃止に伴う安全協定改定の申入れ（県庁） 原子炉等規制法第43条の3の33第1項に規定される廃止措置が講じられることから、島根原子力発電所に係る鳥取県民の更なる安全・安心の確保のため、安全協定を改定すること。
12月 22日	原子力安全協定等の一部を改定する協定を締結（県、米子市、境港市、中電） 廃止措置の法令に沿った手続きに関して、「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保協定等の一部を改定する協定を締結
平成 28年 4月 28日	知事から中国電力副社長へ申入れ 島根1号機の廃止措置計画及び同2号機の特定重大事故等対処施設の設置等の事前報告に際し、安全を第一義に周辺地域にも立地と同じように情報を提供し、同じように安全を図ること。住民説明を行うこと
5月 22日	第1回鳥取県原子力安全対策合同会議（原子力規制委員会原子力規制庁島根原子力規制事務所、中国電力からの聞き取り等）
6月 12日	原子力安全対策PT会議（コアメンバー）・3首長意見交換
6月 15日	鳥取県議会全員協議会「島根1号機の廃止措置計画及び同2号機の特定重大事故等対処施設の設置等について」
6月 17日	知事が中国電力副社長へ、安全協定に基づく回答及び安全協定の改定を申入れ ・島根1号廃止措置計画等の事前報告の可否に関する最終的な意見は留保し、条件を付して回答する。 ・最終的な意見は、今後、原子力規制委員会の詳細な審査後、同委員会及び中国電力から審査結果について説明を受け、議会、県安全顧問、原子力安全対策合同会議等と協議の上、提出する。 ・安全協定も、立地自治体と同内容へ改定すること。

#### (4) 原子力専門職員の採用等

- 平成24年1月から、原子力施設における安全対策の実施状況や安全協定にもとづき報告を受けた内容について、適切に進められているか確認するため、原子力専門職員の採用を実施（原子力工学等5名）
- 平成24年4月から、鳥取県と島根県の間で原子力防災分野への職員相互派遣を実施

## 2. 島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書の締結について

島根県が国、中国電力等に対し、島根原子力発電所に関する重要な判断や回答をするに当たっては、鳥取県・米子市・境港市の意見等を踏まえ誠意をもって対応するとともに、国・中国電力等に鳥取県・米子市・境港市の意見等を伝えることについて、平成25年11月1日に、鳥取県知事・米子市長・境港市長が合同で島根県知事に対して申入れを行いました。

この申入れを踏まえ、島根県が島根原子力発電所に関する重要な判断や回答をするに当たっての手続きについて、平成25年11月7日に鳥取県・米子市・境港市は島根県と覚書を締結しました。

(島根県は、平成25年10月29日に出雲市・安来市・雲南市とも覚書を締結。)



島根県知事への申し入れ

### 3. 島根原子力発電所に係る中国電力への申入れ等について

本県では、平成 23 年に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故以後、島根原子力発電所に係る事項について適宜中国電力への申入れ等を実施しています。

年月日	場所	応対者	内 容
平成 23 年 3月 14 日	中国電力本社	山下社長	福島第一原発で発生した事故等に伴う島根原子力発電所の安全対策等の申入れ
4月 8 日	中国電力本社	山下社長	原子力発電等に関する緊急申し入れ（関西広域連合の一員として）
5月 27 日	中国電力本社	山下社長	以下について申入れ ①福島第一原発の事故原因等を踏まえた点検等の実施、②安全確保のための必要な対策の実施、③安全協定の締結、④EPZ 範囲見直しへの国への働き、⑤協議の場の設置
8月 8 日	中国電力本社	苅田社長	原子力発電等に関する緊急申し入れ（関西広域連合の一員として） ・原子力発電に関し、次の事項を目的とする協定を関西広域連合と締結すること ①原子力発電所周辺地域の安全確保に向けた情報提供の徹底 ②再生可能エネルギーの開発・導入に向けた取組の促進 ③省エネルギーの取組促進 ・協定の締結や情報交換を行うための協議の場を早急に設けること ・原子力施設立地県に隣接する府県と安全に関する協定の締結について協議すること
12月 25 日	中電電力本社	苅田社長	島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等締結
平成 24 年 11月 1 日	中国電力本社	苅田社長	立地県並みの安全協定への改定について申入れ
平成 25 年 3月 15 日	県庁	清水副社長	本県申入れに対する文書回答・・・立地県と同等の対応を行う ・島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の改定に関する申入れについて（回答） ・島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等の運用に係る確認事項について（回答）
12月 17 日	中国電力本社	清水副社長	以下について申入れ ・原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策について ・島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等の改定について →（清水副社長）立地自治体と同様の対応を私ども真摯に受け止めて、誠実に全ての項目に対しまして、対応させていただきたい。等
12月 25 日	県庁	苅田社長	苅田社長との意見交換
平成 26 年 10月 20 日	中国電力本社	苅田社長	原子力防災対策（人件費など）の負担への協力要請
平成 27 年 3月 19 日	中部総合事務所	清水副社長	島根 1 号機廃止に係る申入れ（厳正な安全対策の徹底、協定改定、防災対策への協力等）
5月 15 日	県庁	芦谷支社長	島根 1 号機の廃炉措置に係る申入れ（廃止措置に関する安全確保、廃止措置計画、協定改定等）
12月 8 日	県庁	清水副社長	島根 1 号機の廃止措置等を踏まえた安全協定等の改定の申入れ（法令に沿った手続きの明確化等）
平成 28 年 4月 28 日	県庁	迫谷副社長	島根 1 号機の廃止措置計画及び同 2 号機の特定重大事故等対処施設の設置等の事前報告に際し、安全を第一義に周辺地域にも立地と同じように情報を提供し、同じように安全を図ること
6月 17 日	県庁	迫谷副社長	・島根 1 号機廃止措置計画等の事前報告の可否に関する最終的な意見は留保し、条件を付して回答する ・最終的な意見は、今後、原子力規制委員会の詳細な審査後、同委員会及び中電から審査結果について説明を受け、議会、県安全顧問、原子力安全対策合同会議等と協議の上、提出する ・安全協定も、立地自治体と同内容へ改定すること

## 4. 島根原子力発電所に係る国要望について

本県では、平成 23 年に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故以後、原子力発電所における安全対策の強化、再稼働の判断、国の費用負担など島根原子力発電所に係る事項について国に対して要望をしています。

年月日	要望先	内 容
平成 23 年 3月 15 日	内閣総理大臣 経済産業大臣 (※東京本部を通じて文書要望)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島根原発の EPZ の拡大と原災法上の関係隣接県としての取り扱い (中国電力に対し、自治体が安全対策の実施状況を確認し、必要な情報を確実に得られることなどを内容とする安全協定を締結するよう指導することなど)</li> </ul>
4月 20 日	内閣府、経済産業省、民主党本部、地元選出国会議員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力発電所における安全対策の強化について (中国電力に対し、自治体が安全対策の実施状況を確認し、必要な情報を確実に得られることなどを内容とする安全協定を締結するよう指導することなど)</li> </ul>
7月 26 日	内閣府、経済産業省（原子力安全・保安院）、地元選出国会議員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国電力に対し、自治体が安全対策の実施状況を確認し、必要な情報を確実に得られることなどを内容とする安全協定を締結するよう指導すること。</li> <li>・島根原発の EPZ の拡大と原災法上の関係隣接県としての取り扱い、原子力災害合同対策協議会への参加など</li> </ul>
10月 13 日, 20 日	内閣府、文部科学省、経済産業省（原子力安全・保安院）、地元選出国会議員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国電力に対し、自治体が安全対策の実施状況を確認し、必要な情報を確実に得られることなどを内容とする安全協定を締結するよう指導すること。</li> <li>・島根原発の EPZ の拡大と原災法上の関係隣接県としての取り扱い、原子力災害合同対策協議会への参加、スピードイ精度の向上など</li> </ul>
12月 20 日	内閣府、文部科学省、経済産業省（原子力安全・保安院）、地元選出国会議員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国電力に対し、自治体が安全対策の実施状況を確認し、必要な情報を確実に得られることなどを内容とする安全協定を締結し、締結後も国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、必要な改定を迅速に行うよう指導すること。</li> <li>・島根原発の EPZ の拡大と原災法上の関係隣接県としての取り扱い、原子力災害合同対策協議会への参加、スピードイ精度の向上、防災資機材の具体的な整備方針（配備必要数等）を提示するとともに、当該整備や住民等への情報公開、専門職員人件費等を国が負担することなど</li> </ul>
平成 24 年 4月 11 日	内閣府（後藤斎副大臣）、内閣官房、文部科学省（平野大臣）、経済産業省（牧野副大臣（原子力安全・保安院））、地元選出国会議員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国電力株式会社に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域にも被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。</li> <li>・島根原発の EPZ の拡大と原子力発電所の運転に係る政府の判断に当たっては、地域の安全を第一義として、鳥取県など周辺地域の意見を踏まえ慎重に判断することなど</li> </ul>
5月 25 日	内閣官房、文部科学省、経済産業省（原子力安全・保安院）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国電力に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域にも被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。</li> <li>・早急に UPZ の導入を前提とした事業実施が可能となるよう交付金措置すること など</li> </ul>
7月 13 日	文部科学省（平野大臣） 環境省、厚生労働省 地元選出国会議員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国電力に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域にも被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。</li> <li>・原発の運転に係る政府の判断に当たっては、地域の安全を第一義として、鳥取県など周辺地域の意見を踏まえ慎重に判断すること、原子力防災体制の整備（初期投資）を緊急に実施する必要があるため、必要な予算を確保するとともに交付金の限度額を撤廃し、早期に交付することなど</li> </ul>
7月 31 日	内閣府・環境省（細野大臣） 経済産業省（中根政務官）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国電力に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域にも被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。</li> <li>・原発の運転に係る政府の判断に当たっては、地域の安全を第一義として、鳥取県など周辺地域の意見を踏まえ慎重に判断すること、原子力防災体制の整備（初期投資）を緊急に実施する必要があるため、必要な予算を確保するとともに交付金の限度額を撤廃し、早期に交付することなど</li> </ul>

10月10日	原子力規制委員会（原子力規制庁）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国電力に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域にも被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。</li> </ul>
10月24日	原子力規制委員会（原子力規制庁）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力発電所の運転にあたっては、地方自治体の地域防災計画などの防災対策が整備されていることを確認すること、交付金の執行は、原子力関係施設等が特殊なものであることを考慮し、新たに指定されたUPZに対応するための機器等の整備が可及的速やかに行えるよう柔軟な対応を行うことなど</li> </ul>
平成25年 1月8日	経済産業省（茂木大臣） 原子力規制委員会（原子力規制庁（池田長官））、地元選出国会議員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国電力に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域にも被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。</li> <li>・原子力発電所の運転に当たっては、地域の安全を第一義とし、周辺地域の意見や防災体制の整備状況を踏まえ、新たな原子力安全規制体制のもと、福島第一原発事故の原因究明調査結果をも踏まえた国際的にも通用する規制基準に基づき、十分な説明を行い国民的理解を得たうえで政府が責任をもって判断すること。</li> <li>・原子力防災体制の整備（初期投資）を緊急に実施する必要があるため、必要な予算を確保するとともに交付金の限度額を撤廃し、早期に交付することなど。</li> </ul>
4月9日	原子力規制委員会（原子力規制庁（池田長官））	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国電力株式会社に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域にも被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。</li> <li>・原子力発電所の再稼働の判断に当たっては、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聞くこと。また、安全対策の進ちょく状況等も踏まえ、国が責任を持って判断し、国民に説明すること。</li> <li>・原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。</li> </ul>
7月2日	原子力規制委員会（原子力規制庁（池田長官））	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国電力株式会社に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域にも被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。</li> <li>・原子力発電所の再稼働の判断に当たっては、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聞くこと。また、安全対策の進ちょく状況等も踏まえ、国が責任を持って判断し、国民に説明すること。</li> <li>・原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。</li> </ul>
10月15日	原子力規制委員会 資源エネルギー庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国電力株式会社に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域にも被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。</li> <li>・原子力発電所の再稼働の判断に当たっては、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聞くこと。また、安全対策の進ちょく状況等も踏まえ、国が責任を持って判断し、国民に説明すること。</li> <li>・福島第一原子力発電所において、地下水が流れ込み、放射能汚染水として海等に流出していることを踏まえ、原子力発電所敷地外への放射性物質の拡散を抑制するため、汚染水対策に万全を期すること。</li> <li>・また、他の原子力事業者に対して、事故時の地下水への対応、放射能汚染水の回収、処理、貯蔵及び流出防止策等を確保させるとともに、原子炉等規制法に基づく新規制基準、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力事業者防災業務計画など法的にも担保するよう措置すること。</li> </ul>
10月24日	原子力規制委員会（原子力規制庁（池田長官））	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力発電所の再稼働の判断に当たっては、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聞くこと。また、安全対策の進ちょく状況等も踏まえ、国が責任を持って判断し、国民に説明すること。</li> <li>・福島第一原子力発電所において、地下水が流れ込み、放射能汚染水として海等に流出していることを踏まえ、原子力発電所敷地外への放射性物質の拡散を抑制するため、汚染水対策に万全を期すること。</li> <li>・また、他の原子力事業者に対して、事故時の地下水への対応、放射能汚染水の回収、処理、貯蔵及び流出防止策等を確保せるとともに、原子炉等規制法に基づく新規制基準、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力事業者防災業務計画など法的にも担保するよう措置すること。</li> </ul>
11月15日	経済産業省（立岡事務次官） 地元選出国会議員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原発の汚染水対策について、周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について、原子力発電所における防災対策の強化についてなど</li> </ul>
12月18日	経済産業省（立岡事務次官）	中国電力の島根原子力発電所2号機に関する新規制基準適合性確認申請の動きを踏まえた要望について
12月19日	原子力規制委員会（原子力規制庁（池田長官）） 地元選出国会議員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原発の汚染水対策について、周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について、原子力発電所における防災対策の強化についてなど</li> </ul>
平成26年 1月14日	経済産業省（磯崎産業政務官） 原子力規制委員会（原子力規制庁（池田長官））	<p>国の費用負担について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・UPZの原子力防災体制の整備（初期投資）を緊急に実施することが必要であることから、当県において放射線監視等の中心となる原子力環境センター（EMC）等の整備を進めており、平成27年度までの3カ年で確実に整備できるよう、国において必要な財源を措置することなど</li> </ul>
7月9日	原子力規制委員会（原子力規制庁（池田長官））	<p>国の費用負担について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・UPZの原子力防災体制初期投資として、原子力環境センター（EMC）等を27年度までの3カ年で確実に整備できるよう、国において必要な財源を措置すること</li> <li>・原発の再稼働の判断に当たっては、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聞き、意見を踏まえて行うこと。また、新規制基準や新たに知見により厳格に審査を行い安全対策の進ちょく状況等も精査し、国が責任を持って判断し、国民に説明し理解を得ること。</li> <li>・原発における安全対策の確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。など</li> </ul>

7月 28 日	経済産業省（田中良生政務官）	<p>再稼働について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原発の再稼働の判断に当たっては、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聴き、意見を踏まえて行うこと。また、新規制基準や新たに知見により厳格に審査を行い安全対策の進ちょく状況等も精査し、国が責任を持って判断し、国民に説明し理解を得ること。</li> <li>原発における安全対策の確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。など</li> </ul>
11月 20 日	資源エネルギー庁（対応者：多田電力・ガス事業部長） ＊末永総務部長、渡辺原子力安全対策監対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>再稼働の判断に当たっては、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聴き、意見を踏まえて行うこと。</li> <li>中国電力に対し、安全協定の立地自治体と同等の内容への必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。</li> <li>島根原発において、汚染水対策を適切に実施させること。汚染水対策については法的にも担保するように措置すること。</li> <li>原発における安全対策の確保について、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。</li> </ul> <p>国の費用負担について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力防災対策を実施するうえで必要となる人件費等の国交付金対象外についても、国や電力会社が相応の負担を行う仕組みを、早急に構築すること。など</li> </ul>
平成 27 年 1月 9 日	原子力規制委員会（原子力規制庁（池田長官））	<ul style="list-style-type: none"> <li>川内原子力発電所の地元同意のプロセスについては地方それぞれの事情があつての判断であり、このプロセスが他の地域の再稼働判断のプロセスを規格化するものであつてはならない。</li> <li>国は、再稼働の判断に当たっては、安全を第一義として地域の実情に応じた意見集約あるいは安全判断を行うこと。</li> <li>宍道断層の活断層評価をはじめ、地震・津波について、最新の知見を反映し、改めて確認を行うとともに、2号機に係るフィルタベントや事故時における組織としての危機対応力などの新規制基準の適合性確認審査を厳正に行うこと。</li> <li>島根原発において、汚染水対策を適切に実施させること。汚染水対策については法的にも担保するように措置すること。</li> <li>原子力防災対策を実施するうえで必要となる人件費等の国交付金対象外についても、国や電力会社が相応の負担を行う仕組みを、早急に構築すること。</li> </ul>
2月 10 日	経済産業省（関芳弘政務官）	<ul style="list-style-type: none"> <li>再稼働の判断に当たっては、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聴き、意見を踏まえて行うこと。</li> <li>中国電力に対し、安全協定の立地自治体と同等の内容への必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。</li> <li>島根原発において、汚染水対策を適切に実施させること。また、国においてもその内容を精査し、丁寧かつ十分に説明するとともに、汚染水対策については法的にも担保するように措置すること。</li> <li>原発における安全対策の確保について、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。</li> </ul> <p>国の費用負担について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力防災対策を実施するうえで必要となる人件費等の国交付金対象外についても、国や電力会社が相応の負担を行う仕組みを、早急に構築すること。など</li> </ul>
6月 4 日	原子力規制委員会（原子力規制庁（池田長官））	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃止措置に係る安全確保については、長期にわたる廃止措置が安全を最優先として行われるよう、引き続き厳正に安全確保を最優先に取り組むよう、厳正な検査等の規制及び中国電力への厳格な指導を行うこと。</li> <li>廃止措置については、その適正処理のプロセスを早期に明確にするとともに、安全対策をはじめとし実効性を厳正に審査し、その結果をていねいに地元に説明すること。さらに、使用済み核燃料の取扱い及び廃止措置に伴って発生する廃棄物の処理・処分について具体的にするとともに、本県をはじめとする地元自治体に説明すること。</li> <li>廃止措置段階の防災対策についても万全を期すこと。また、地元自治体に対して必要な技術的支援及び財政的措置を行うこと。</li> <li>原子炉等規制法に基づく廃炉に向けての一連の手続きに際しては、本県、米子市及び境港市に対して安全協定に基づく報告を行うことを始め、安全を第一義として十分に協議を行い立地自治体と同等に対応するように、中国電力を指導すること。</li> </ul>

10月15日	経済産業省 資源エネルギー庁（高橋次長）	<ul style="list-style-type: none"> <li>再稼働の判断に当たっては、地方それぞれの事情に基づくプロセスにより、安全を第一義として、立地と同等に本県等周辺地域の意見を聞き慎重に判断するとともに、国や電力事業者の責任体制を明確にした上で、国が責任を持って再稼働の安全と必要性を住民に説明すること。</li> <li>原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が確實に反映される法的な仕組みを整備すること。</li> <li>中国電力に対して、安全協定の立地自治体と同等な内容への迅速な見直し及び再稼働に向けての一連の手続きに対し、立地と同等に対応するよう指導を行うこと。</li> <li>島根原子力発電所において、汚染水対策を適切に実施させること。また、国においてもその内容を精査とともに、汚染水対策については法的にも担保するように措置すること。</li> <li>UPZ の設定に伴い、原子力発電所周辺自治体であっても立地自治体と同様の原子力防災対策が求められている。この経費については、本来は国の責任において財源措置が行われるべきであるが、適切な措置が実現しないため、県が独自に予算措置をしており、このことは地域住民にとっては不合理である。 UPZ 圏内ですら十分ではない周辺地域の原子力防災対策の財源を充実させることが急務であり、その対策に必要な人件費や UPZ 圏外（30km 以遠）も含めた対策経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。</li> <li>原子炉等規制法に基づく廃炉に向けての一連の手続きに際しては、本県、米子市及び境港市に対して安全協定に基づく報告を行うことを始め、安全を第一義として十分に協議を行い立地自治体と同等に対応するように、中国電力を指導すること。</li> </ul>
12月17日	内閣府（白石政務官）	<ul style="list-style-type: none"> <li>UPZ の設定に伴い、原子力発電所周辺自治体であっても立地自治体と同様の原子力防災対策が求められている。この経費については、本来は国の責任において財源措置が行われるべきであるが、適切な措置が実現しないため、県が独自に予算措置をしており、このことは地域住民にとっては不合理である。 本県の原子力防災対策を充実させるため原子力防災対策の財源を充実させることが急務であり、その対策に必要な人件費等の対策経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。</li> </ul>
平成 28 年 6月17日	原子力規制庁（清水長官） 資源エネルギー庁（多田次長）	<ul style="list-style-type: none"> <li>島根原発 1 号機に係る廃止措置計画等の審査に当たっては、住民の安全確保の観点から厳正な審査、運用等を行うとともに、廃止措置計画の審査状況や審査結果について、鳥取県、米子市及び境港市並びに地域住民へ分かりやすい説明を行うこと。</li> <li>廃止措置中の適切な使用済燃料及び新燃料の管理や譲渡、放射性廃棄物等の管理や処分が廃止措置の段階に応じ安全かつ適切に行われるよう、体制も含め厳格に審査すること。</li> <li>原子力発電所における安全確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。</li> <li>中国電力に対し、万が一原子力災害が発生した場合は、周辺地域にも被害が及ぶという実情等を踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。</li> <li>原子力防災・安全対策の交付金について必要な財源を確保するとともに、必要とする事業について採択を行うこと。</li> </ul>
10月9日	内閣府（山本大臣）	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺地域の原子力防災対策に向けた財源の確保について</li> <li>放射線防護対策施設の整備について</li> <li>広域避難に係る輸送手段の確保について</li> <li>安定ヨウ素剤（ゼリー剤）の追加製品化について</li> <li>人形峠環境技術センターの防災対策について</li> </ul>

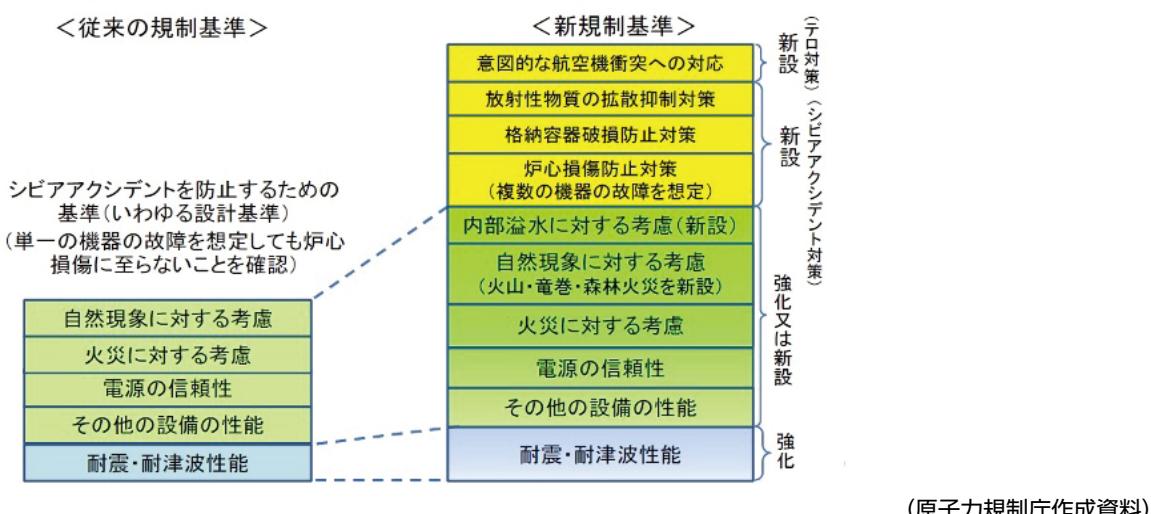
## 5. 島根原子力発電所2号機の新規制基準に係る安全対策に関する原子炉設置変更許可申請

### (1) 原子力発電所の新規制基準について

東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故を受け、国会事故調や政府事故調等の提言、国際原子力機関（IAEA）の基準等を踏まえ、国（原子力規制委員会）において原子力発電所の規制基準の見直しが行われました。

これまでの規制基準と新規制基準との主な変更点は、地震、津波をはじめとする自然災害等への対策の強化や、これまで事業者の自主的な取組に任せられてきたシビアアクシデント対策（炉心損傷を伴うなど重大事故への対策）の義務化、シビアアクシデントやテロが発生した場合に対処するための基準の新設、新たな規制を既存プラントにまで反映させるバックフィット制度の導入等であり、この新規制基準は平成25年7月8日に施行されました。

事業者は、新規制基準適合性に係る審査の申請を行う必要があります。



（原子力規制庁作成資料）

### (2) 新規制基準の適合性確認審査の申請提出に関する事前報告への対応

鳥取県は、平成25年11月21日に中国電力から、安全協定（第6条）に基づき島根原子力発電所2号機の新規制基準の適合性確認審査の申請提出に関する事前の報告を受けました。

事前報告から回答までの経緯	
平成25年9月19日	鳥取県全員協議会にて、(中国電力から)原子力発電所の新規制基準について説明
平成25年11月21日	安全協定に基づき中国電力が鳥取県に事前報告
22日	第11回（平成25年度第3回）原子力安全対策プロジェクトチーム会議 中国電力からの新規制基準の適用申請に係る報告を受けての情報提供及び今後の進め方についての協議
25日	第12回（平成25年度第4回）原子力安全対策プロジェクトチーム会議 申請内容の把握を目的に開催。中国電力から「新規制基準適合申請の内容」について説明が行われた
30日	第9回鳥取県原子力防災専門家会議
平成25年12月4日	島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性申請内容に関する中国電力主催説明会（米子市内）
11日	鳥取県知事、米子市長及び境港市長がTV会議により意見交換
12日	鳥取県議会全員協議会
17日	安全協定に基づき鳥取県の意見を中国電力に回答 覚書に基づき、鳥取県の意見を島根県に回答 (併せて経済産業省〔18日〕、原子力規制庁〔19日〕に要望)
25日	中国電力が原子力規制委員会に原子炉設置変更許可等を申請

#### 1)回答の内容

島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性確認申請の事前報告については、平成25年12月17日に以下のとおり、安全協定第6条に基づき鳥取県の意見を回答しました（最終的な意見は留保）。

また、安全協定の立地自治体と同等の内容への改定を同日申し入れています。

#### ア 安全協定第6条に基づく回答

- a. 安全協定第6条に基づく事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保し、当該事項に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市、境港市の意見を聞いた上で提出する。
- b. 再稼動に向けての一連の手続きに際し、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことを始め、立地自治体と同等に対応すること。
- c. 島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- d. 汚染水対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- e. 穴道断層などの活断層評価を始め、地震・津波に関する継続的な調査・評価と最新の知見を反映した適切な対応を行うこと。
- f. フィルタベントなどシビアアクシデント対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- g. 県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、訓練を始め原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。

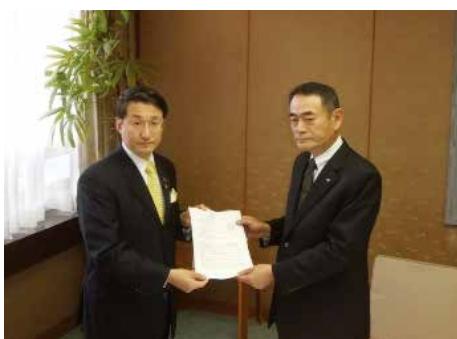
#### イ 安全協定の改定の申入れ

このことについては、平成24年11月1日に申入れを行い、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定を立地自治体並の安全協定となるように改定すべく、現在、本県、米子市、境港市及び貴社とで協議を継続中です。

このような中、平成25年11月21日に貴社より安全協定第6条に基づき、島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性確認申請に関する事前報告がありました。このことを受け、県、米子市及び境港市では、貴社に対する意見を本日提出したところですが、安全協定第6条に基づく事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保している状況です。

貴社において、再稼動への準備が現実に進められようとしている現状の中、立地自治体と安全協定の規定内容について差が設けられている現状は、貴社の対応自体にも差が生じるのではないかとの懸念を抱かせるものであり、その改定は、県民の安全・安心のため喫緊の課題であります。

ついては、貴社に対し、鳥取県民に対するこのような安全の差別的取扱いに繋がる状況を解消すべく、安全協定の立地自治体と同等の内容への早期改定について強く求めます。



中国電力への申入れ

#### 2) その他の対応

#### ア 覚書に基づく島根県への回答

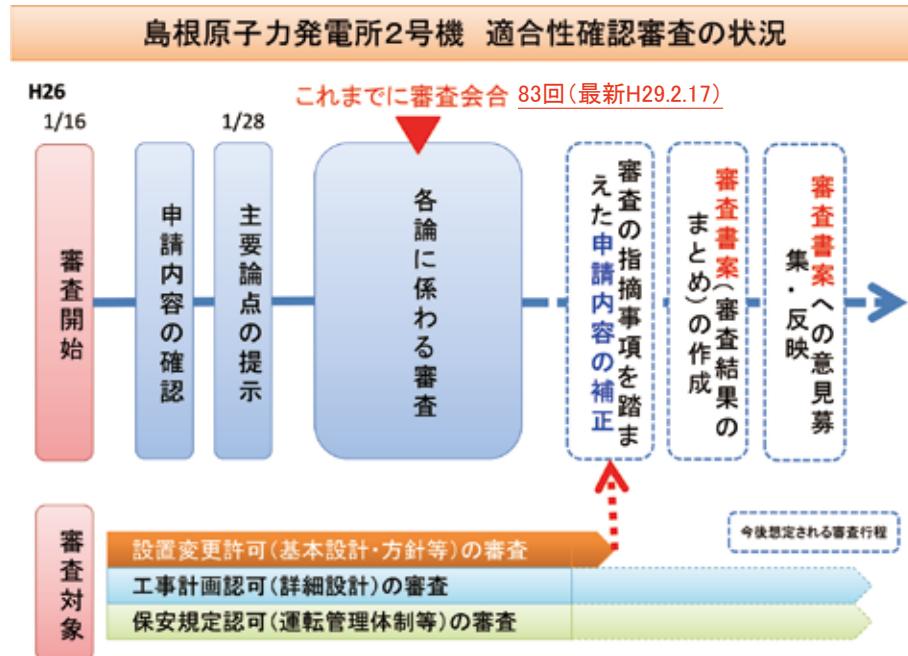
- a. 安全協定第6条に基づく事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保し、当該事項に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市、境港市の意見を聞いた上で提出する。
- b. 島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- c. 汚染水対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- d. 穴道断層などの活断層評価を始め、地震・津波に関する継続的な調査・評価と最新の知見を反映した適切な対応を行うこと。
- e. フィルタベントなどシビアアクシデント対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- f. 県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、訓練を始め原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。

## 2) 国への要望

- ・原子力規制庁 平成25年12月19日
- ・経済産業省 平成25年12月18日

### (3) 原子力規制委員会による審査状況

中国電力は、島根原子力発電所2号機の新規性基準への確認審査を受けるため、平成25年12月25日に原子力規制委員会に申請を行い、同委員会での審査が行われています。



	開催日	審査会合*	内 容
1	平成26年1月16日	第68回	島根原子力発電所2号機に係る申請の概要
2	平成26年1月28日	第73回	島根原子力発電所2号機の申請内容に係る主要な論点
3	平成26年2月20日	第83回	敷地周辺陸域の活断層評価
4	平成26年3月19日	第95回	敷地周辺海域の活断層評価
5	平成26年4月9日	第103回	敷地周辺海域の活断層評価 [コメント回答]
6	平成26年4月16日	第106回	地下構造評価
7	平成26年5月1日	第109回	敷地周辺陸域及び海域の活断層評価 [コメント回答]
8	平成26年6月27日	第121回	震源を特定せず策定する地震動
9	平成26年7月22日	第125回	確率論的リスク評価 (内部事象)
10	平成26年8月5日	第129回	静的機器の単一故障に係る設計
11	平成26年8月28日	第133回	格納容器フィルタベント系
12	平成26年9月5日	第135回	地下構造評価 [コメント回答]
13	平成26年9月11日	第137回	指摘事項の回答 (格納容器フィルタベント系)
14	平成26年9月30日	第142回	確率論的リスク評価 (外部事象)
15	平成26年10月2日	第144回	事故シーケンス等の選定
16	平成26年10月14日	第147回	重大事故等対策の有効性評価
17	平成26年10月16日	第148回	重大事故等対策の有効性評価
18	平成26年10月23日	第151回	外部火災の影響評価
19	平成26年10月30日	第154回	内部溢水の影響評価
20	平成26年11月6日	第155回	外部火災の影響評価
21	平成26年11月13日	第159回	可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルート
22	平成26年11月20日	第163回	重大事故等対策の有効性評価
23	平成26年11月21日	第164回	地下構造評価 [コメント回答]
24	平成26年12月4日	第168回	火災防護
25	平成26年12月9日	第171回	重大事故等対策の有効性評価
26	平成27年1月15日	第182回	重大事故等対策の有効性評価
27	平成27年1月16日	第183回	敷地周辺陸域の活断層評価 [コメント回答]
28	平成27年1月27日	第187回	重大事故等対策の有効性評価
29	平成27年2月3日	第190回	竜巻影響評価

30	平成27年2月10日	第 193 回	緊急時対策所
31	平成27年2月19日	第 197 回	誤操作防止、安全避難通路、安全保護回路
32	平成27年2月24日	第 199 回	原子炉冷却材圧力バウンダリ
33	平成27年2月26日	第 200 回	格納容器フィルタベント系
34	平成27年3月3日	第 202 回	原子炉格納容器の限界温度・圧力に関する評価
35	平成27年3月5日	第 203 回	静的機器の单一故障に係る設計〔指摘事項回答〕
36	平成27年3月6日	第 204 回	地下構造評価〔コメント回答〕
37	平成27年3月17日	第 207 回	重大事故等対策の有効性評価
38	平成27年3月19日	第 209 回	外部火災の影響評価〔指摘事項回答〕
39	平成27年3月24日	第 211 回	通信連絡設備
40	平成27年3月31日	第 213 回	竜巻影響評価〔指摘事項回答〕
41	平成27年4月2日	第 214 回	監視設備および監視測定設備
42	平成27年4月7日	第 216 回	フィルタベント系
43	平成27年4月9日	第 217 回	竜巻影響評価
44	平成27年4月21日	第 220 回	共用に関する設計上の考慮
45	平成27年4月24日	第 223 回	敷地の地質・地質構造
46	平成27年5月12日	第 224 回	重大事故等対策の有効性評価（その1）
47	平成27年5月15日	第 226 回	敷地周辺海域の活断層評価〔コメント回答〕
48	平成27年5月21日	第 227 回	内部溢水の影響評価〔指摘事項回答〕
49	平成27年5月28日	第 231 回	格納容器フィルタベント系〔指摘事項回答〕（その1）
50	平成27年6月2日	第 233 回	誤操作防止、安全避難通路、安全保護回路〔指摘事項回答〕
51	平成27年6月9日	第 236 回	重大事故等対策の有効性評価（その2）
52	平成27年6月11日	第 237 回	原子炉制御室
53	平成27年6月12日	第 238 回	火山影響評価
54	平成27年6月19日	第 241 回	敷地周辺陸域の活断層評価
55	平成27年6月23日	第 242 回	重大事故等対策の有効性評価に係るシビアアクシデント解析コード
56	平成27年6月30日	第 244 回	確率論的リスク評価〔指摘事項回答〕（その1）
57	平成27年7月2日	第 245 回	確率論的リスク評価〔指摘事項回答〕（その2）
58	平成27年7月9日	第 247 回	外部事象の考慮
59	平成27年7月14日	第 249 回	事故シーケンス選定〔指摘事項回答〕（その1）
60	平成27年7月16日	第 250 回	事故シーケンス選定〔指摘事項回答〕（その2）
61	平成27年7月21日	第 251 回	格納容器フィルタベント系〔指摘事項回答〕（その2）
62	平成27年7月28日	第 254 回	内部火災の防護〔指摘事項回答〕（その1）
63	平成27年7月31日	第 257 回	敷地周辺陸域および海域の活断層評価〔コメント回答〕
64	平成27年8月4日	第 258 回	水素爆発防止対策
65	平成27年8月6日	第 259 回	内部火災の防護〔指摘事項回答〕（その2）
66	平成27年9月9日	第 271 回	敷地周辺陸域の活断層評価〔コメント回答〕
67	平成27年10月15日	第 283 回	重大事故等対策の有効評価に係るシビアアクシデント解析コード〔指摘事項回答〕
68	平成27年11月20日	第 297 回	「日本海における大規模地震に関する調査検討会報告書」を踏まえた活断層評価
69	平成27年12月16日	第 309 回	敷地周辺陸域の活断層評価〔コメント回答および穴道断層西端の評価〕
70	平成28年1月15日	第 318 回	敷地の地質・地質構造について〔コメント回答〕
71	平成28年1月29日	第 324 回	島根原子力発電所 敷地周辺陸域の活断層評価〔コメント回答〕
72	平成28年3月31日	第 345 回	今後のBWRプラントの審査の進め方
73	平成28年4月21日	第 353 回	BWR審査における論点及び今後の審査の進め方
74	平成28年4月28日	第 358 回	島根原子力発電所 火山影響評価〔コメント回答〕
75	平成28年5月13日	第 360 回	島根原子力発電所 震源を特定して策定する地震動
76	平成28年5月26日	第 363 回	島根原子力発電所 2号機 地震による損傷の防止について
77	平成28年7月12日	第 379 回	・島根原子力発電所 施設の耐震重要度分類の変更 ・島根原子力発電所 重大事故対策の有効性評価〔コメント回答〕
78	平成28年8月25日	第 393 回	島根原子力発電所 重大事故対策の有効性評価〔コメント回答〕
79	平成28年9月15日	第 400 回	島根原子力発電所 重大事故対策の有効性評価
80	平成28年11月11日	第 414 回	島根原子力発電所 震源を特定して策定する地震動
81	平成28年11月17日	第 415 回	島根原子力発電所 耐震設計の論点
82	平成28年12月16日	第 423 回	島根原子力発電所 2号機 基準津波の策定
83	平成29年2月17日	第 414 回	島根原子力発電所 敷地ごとに震源を特定して策定する地震動

※原子力規制委員会による「原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合」の回数。

(平成 29 年 2 月 17 日現在)

平成 26 年 12 月 19 日（金）、平成 27 年 2 月 5 日（木）・6 日（金）及び 10 月 29 日（木）・30 日（金）には、原子力規制委員会による島根原子力発電所 2 号機の新規制基準適合性審査に関する現地調査が実施されています。

#### (4) 中国電力による自治体向け説明会

2県6市は、中国電力より島根原子力発電所2号機に係る審査状況等について説明を受けています（一般傍聴も可能）。

回数	開催日	内 容
第1回	平成26年3月10日	3回目審査会合の概要説明
第2回	平成26年4月21日	4～6回目審査会合の概要説明
第3回	平成26年5月16日	7回目審査会合の概要説明
第4回	平成26年7月1日	8回目審査会合の概要説明
第5回	平成26年8月12日	9・10回目審査会合の概要説明
第6回	平成26年9月12日	11～13回目審査会合の概要説明
第7回	平成26年10月31日	14～19回目審査会合の概要説明
第8回	平成26年11月26日	20～23回目審査会合の概要説明
第9回	平成26年12月25日	24・25回目審査会合の概要説明
第10回	平成27年2月12日	26～30回目審査会合の概要説明 島根原子力発電所の地下水対策について
第11回	平成27年3月16日	31～36回目審査会合の概要説明 海域活断層に係る追加調査結果の概要
第12回	平成27年4月17日	37～42回目審査会合の概要説明
第13回	平成27年5月29日	44～49回目審査会合の概要説明
第14回	平成27年7月10日	50～58回目審査会合の概要説明
第15回	平成27年9月3日	59～63回目審査会合の概要説明
第16回	平成27年12月22日	64～69回目審査会合の概要説明
第17回	平成28年1月28日	70回目審査会合の概要説明 穴道断層の評価について
第18回	平成28年4月21日	71～72回目審査会合の概要説明
第19回	平成28年7月22日	73～77回目審査会合の概要説明
第20回	平成28年9月27日	78～79回目審査会合の概要説明 1号機廃止措置計画の審査状況
第21回	平成29年1月25日	78～79回目審査会合の概要説明 1号機廃止措置計画の審査状況

（平成29年1月25日現在）

## (5) 住民説明会の開催

島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性申請に伴い、中国電力主催による米子市及び境港市の住民を対象とした住民説明会（公民館単位）が開催されました。

また、米子市・境港市主催の住民避難計画の説明も併せて実施されました。

### ア 開催に至る背景

新規制基準適合申請に当たっての安全協定第6条に基づく事前報告に対する本県回答（最終的な意見を留保）の際、住民説明会の開催を求めていたものです。

#### 【安全協定の本県回答（抜粋）H25.12.17】

島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。

※審査結果の説明については、別途原子力規制委員会や中国電力に求めています。

#### 中国電力による説明内容

- ・島根原発の安全対策の取組状況
- ・原子力規制委員会での審査状況
- ・新規制基準適合性申請の概要
- ・その他質疑応答

### イ 開催状況（参加人数は概数）※平成26年に実施

#### 1) UPZ圏内〔16か所、730人〕

米子市〔9か所〕 370人			境港市〔7か所〕 360人		
場 所	開催日	参加人数	場 所	開催日	参加人数
和田公民館	6月19日（木）	60	中浜公民館	7月15日（火）	70
住吉公民館	6月25日（水）	50	余子公民館	7月17日（木）	55
彦名公民館	6月27日（金）	30	渡公民館	7月22日（火）	65
加茂公民館	7月 2日（水）	35	境公民館	7月24日（木）	55
夜見公民館	7月 4日（金）	50	上道公民館	7月29日（火）	35
大篠津公民館	7月 7日（月）	20	外江公民館	8月 1日（金）	45
崎津公民館	7月14日（月）	35	誠道公民館	8月 7日（木）	35
河崎公民館	7月28日（月）	35			
富益公民館	9月12日（金）	55			

#### 2) UPZ圏外〔2か所、45人〕

米子市〔2箇所〕 45人		
場 所	開催日	参加人数
米子市文化ホール	9月18日（木）	20
淀江文化センター	9月22日（月）	25



米子市和田公民館での説明会



境港市中浜公民館での説明会

## 6. 被災地等の視察

### (1) 知事の福島県被災地視察(平成26年5月)

東日本大震災の発生から3年余りが経過した福島県の被災地や東京電力福島第一原子力発電所を視察し、被災地の現状や復興状況等を確認するとともに、現地関係者の生の声を聞くことで、本県の防災対策の充実に役立てる目的で、知事が視察を行いました。

視察日 平成26年5月15日（木）

視察者 平井知事〔随行〕 渡辺原子力安全対策監、原子力安全対策課職員（2名）

#### 視察内容

##### 1) 福島県庁（佐藤福島県知事（当時）と面会）

- ・13万人を超える避難者がおり、その対応に苦労 →平井知事から支援継続の考え方を表明
- ・風評被害については、厳しい状況が継続



佐藤知事（当時）との面会状況

##### 2) 除染現場（川俣町山木屋地区）（環境省福島環境再生事務所 小沢副本部長等から説明）

- ・山木屋地区だけで毎日2,000人以上が除染作業に従事
- ・除染作業は、山林、湖沼、河川を除く区域を実施
- ・農地除染は、放射線量に応じてはぎ取りや反転耕等の工法を実施
- ・宅地除染は、拭き取りが基本で、1戸当たり1ヶ月以上の期間が必要。住民とのコミュニケーションに配慮
- ・除染作業で発生した廃棄物はフレコンパック（収納袋）に入れ、除染廃棄物仮置場で不燃物は5段、可燃物は3段に積み重ね、遮へい土のうで養生
- ・帰還困難区域は放射線量が高く、除染作業は未着手



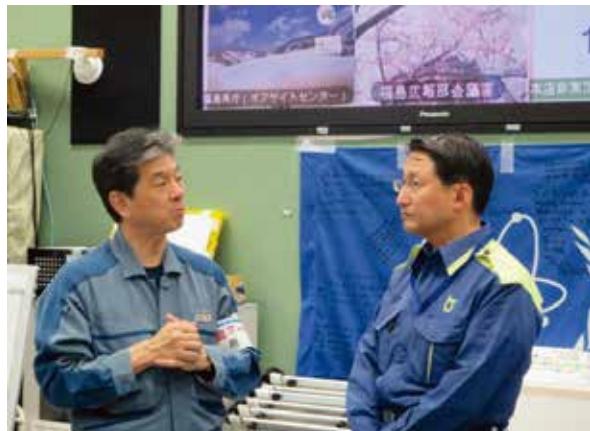
除染廃棄物仮置場での説明



住宅除染作業の状況

### 3) 福島第一原子力発電所

- ◆ Jヴィレッジにて概要説明（東京電力(株) 石崎福島復興本社代表等から概要説明）
  - ・津波の状況と設備の被害状況
  - ・現在の原子炉の冷却状況（建屋内の滞留水を処理（セシウム除去、淡水化）し、循環冷却）
  - ・汚染水対策（現状（約400m<sup>3</sup>/日の地下水流入）、緊急対策（地下水バイパス等）、抜本対策（海側・陸側遮水壁の設置、サブドレンからの地下水くみ上げ））
- ◆免震重要棟での概要説明（福島第一原子力発電所 小野所長等から概要説明）
  - ・概要説明（新潟県中越沖地震を踏まえ建設、昼夜200名が勤務等）
  - ・知事からの激励
- ◆構内視察（構内バスから視察、約1時間）
  - ・視察施設（1～4号機外観、多核種除去設備（ALPS）、乾式キャスク（使用済み燃料貯蔵容器）仮保管設備現場、地下水バイパス揚水井、5～6号機海側設備 等）
  - ・経路上の空間放射線量率は1.6～46μSv/h（視察中に受けた被ばく線量は10μSv（γ線））  
\*胸のエックス線集団検診 50μSv/回



福島第一原発 小野所長の説明（免震重要棟）



構内バスから見る4号機

### 4) 津波被害現場、避難指示区域内

- ◆富岡駅周辺の津波被害現場
  - ・津波被害の状況が被災当時のままとなっている状況を確認
- ◆避難指示区域内
  - ・移動経路上の帰還困難区域（浪江町、双葉町、大熊町、富岡町）、居住制限区域（川俣町、浪江町、富岡町）、避難指示解除準備区域（川俣町、浪江町、双葉町、富岡町、楢葉町）を車窓より確認
  - ・帰還困難区域を中心に、被災当時のままとなっている状況を確認
  - ・避難指示解除準備区域では除染作業が進みつつある状況を確認



富岡駅周辺の津波被害状況



帰還困難区域の通行規制（浪江町内）

※対応者の所属等については、当時のものです。

## (2) 被災地聞き取り調査(平成24年5月)

危機管理局長ほか7名が、原子力防災体制の強化を図ることを目的に福島県庁等を訪問し、平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所事故当時の状況や現在の体制等について聞き取り調査を行いました。

訪問日 平成24年5月11日（金）

### 調査内容

#### 1) 福島県庁

- ・当時の住民避難状況
  - ・原子力災害対策本部運営
  - ・広域避難所の運営 ほか
- 2) 南相馬市立総合病院
- ・当時の対応状況及び現在の体制
  - ・当時の状況等を踏まえた教訓



福島県庁にて聞き取り



南相馬市立総合病院

## (3) 島根原子力発電所周辺5市長の福島県内視察(平成27年11月)

島根原子力発電所の30キロメートル圏内にある5市（米子市、境港市、出雲市、安来市、雲南市）の市長が、原子力発電所の事故対策及び防災体制強化の参考にするため、福島第一原子力発電所等の視察を行いました。

鳥取県も担当者が同行し、今後の原子力防災対策に資すべく現状と課題について把握しました。

視察日 平成27年11月27日（金）

視察者 野坂米子市長、中村境港市長、出雲市長、安来市長、雲南市長

### 視察内容

- 1) 楢葉町役場（松本町長と面会）
  - ・福島第一原子力発電所事故時の避難について
  - ・現在の復興に向けた取組状況
- 2) 除染現場及び仮置き場
  - ・除染作業について
- 3) 東京電力福島第一原子力発電所
  - ・現状について
  - ・発電所構内の視察



松本楢葉町長面会（楢葉町役場）



仮置き場視察（富岡町内）

## (4) 知事の島根原子力発電所1号機等の視察(平成28年7月)

平成28年7月4日の島根原子力発電所1号機の廃止措置計画認可申請を受け、この度、平井知事が島根原子力発電所1号機等の視察を行いました。

視察日時 平成28年8月17日(水) 15:10~17:00

視察者 平井鳥取県知事(随行者) 水中原子力安全対策監 他

説明者 中国電力株式会社 古林島根原子力本部長、北野島根原子力発電所長、天野鳥取支社長 他

### 視察内容

#### 1) 島根原子力発電所1号機

- ・[燃料プール] 使用済燃料の保管状況や燃料輸送の流れ等を確認
- ・[原子炉格納容器] 原子炉格納容器内の機器の状況や汚染状況等を確認

#### 2) 特定重大事故等対処施設等の予定地

- ・特定重大事故等対処施設及び耐震構造緊急時対策所の予定地を確認

### 視察後の主な知事コメント等

- ・本日確認したところでは直ちに問題がある状況ではないと感じたが、安全の上にも安全を確認し、周辺を含めた地元の声を聞いた上で慎重に進めてもらいたい。
- ・周辺県として、初めて廃炉計画の原発に入らせていただいた。視察内容は、今後の廃炉の審査の進展に従つて、私どもの方で参考にさせていただく。
- ・今後も審査状況について県に説明していただくとともに、県民への説明もお願いしたい。
- ・燃料プール、原子炉格納容器内を視察したが、原子炉格納容器内の配管の一部の取替に伴う系統除染が行われていたことも幸いしたのか、私自身の被ばく線量はゼロであり、他の廃炉となる原発とは違った要素があるのかもしれない。
- ・地元の懸念としては、汚染が外に漏れ出すことはないか、安全が保たれるかということであり、廃炉計画の実効性等について検証が必要である。
- ・六ヶ所再処理工場が完成しておらず、使用済燃料の搬出に懸念があるが、中国電力から地元と協議していくとの話があり、今後、密に連携しながら、慎重に協議を続けていく。

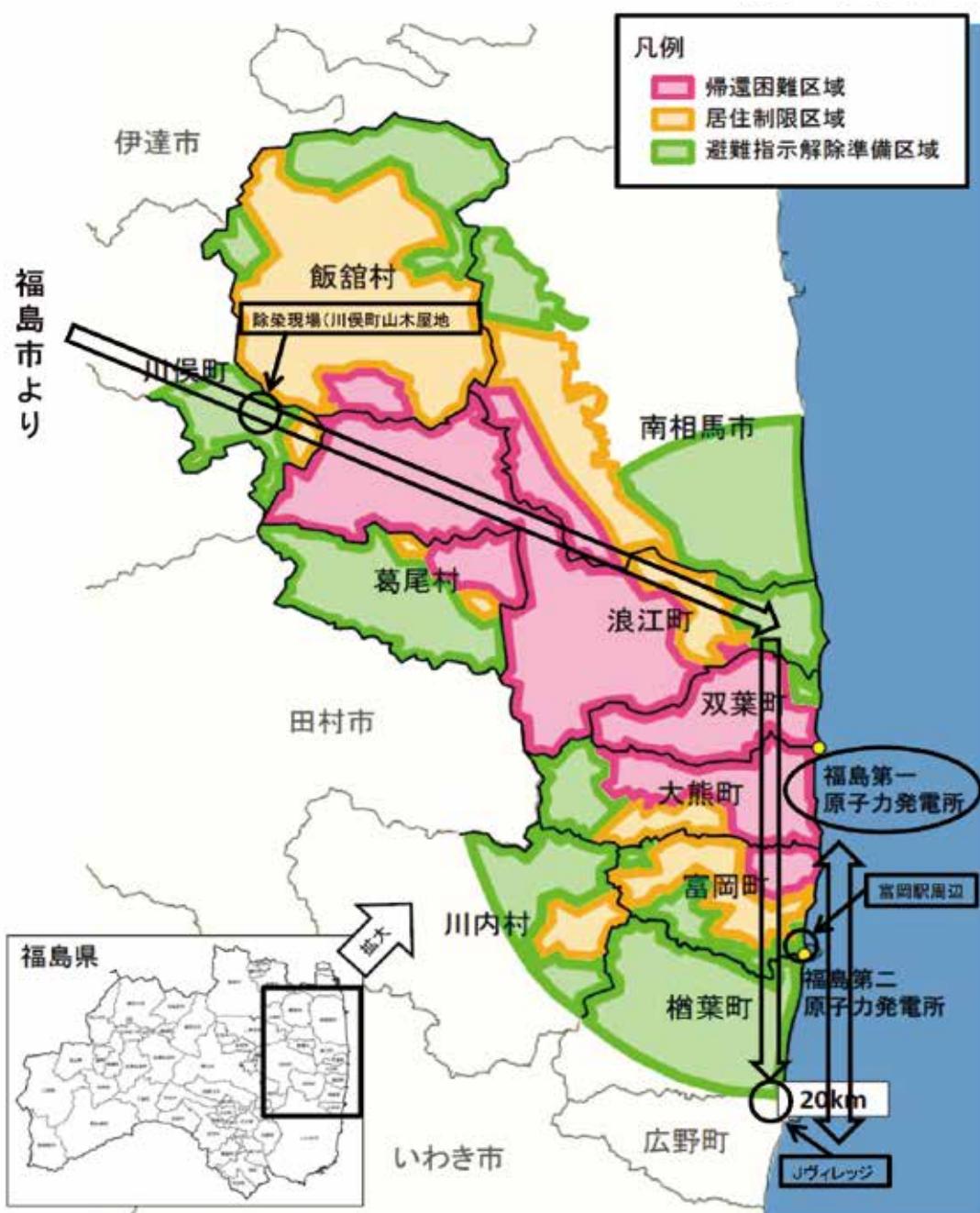


## (5) 視察概要図

※図は、平成26年4月1日時点の状況です。

\* 経済産業省「避難指示区域の概念図」に加筆

### 避難指示区域の概念図



## 7. 原子力規制事務所

### (1) 概要

国の方機関として原子力施設の近傍に原子力規制事務所が設置されており、原子力保安検査官及び原子力防災専門官が配属されています。

#### 原子力保安検査官

平常時においては原子力施設に対して、保安規定の遵守状況、運転管理状況、教育訓練の実施状況の調査、定期自主検査等での立会いなどの保安検査を実施し、トラブル等発生時においては、本省への連絡、現場調査及び再発防止対策の確認等を実施する。

#### 原子力防災専門官

平常時業務においては、防災に係る事業者への指導・助言、オフサイトセンターに設置する放射線影響の予測機器や環境モニタリング装置の保守管理、原子力防災計画策定等に対する地方自治体への指導・助言、原子力防災訓練の企画調整と実施、原子力防災についての地元への理解促進活動などを行う。

緊急事態発生時には、情報収集及び国との連絡、要員招集の判断などが主な任務となる。特に初動時において、事業所の原子力防災管理者からの通報を受けて、速やかに防災体制を整えるという重要な役目を担っている。

### (2) 関係する原子力規制事務所

鳥取県に関する原子力規制事務所としては、島根原子力規制事務所及び上齋原原子力規制事務所があります。

#### 島根原子力規制事務所

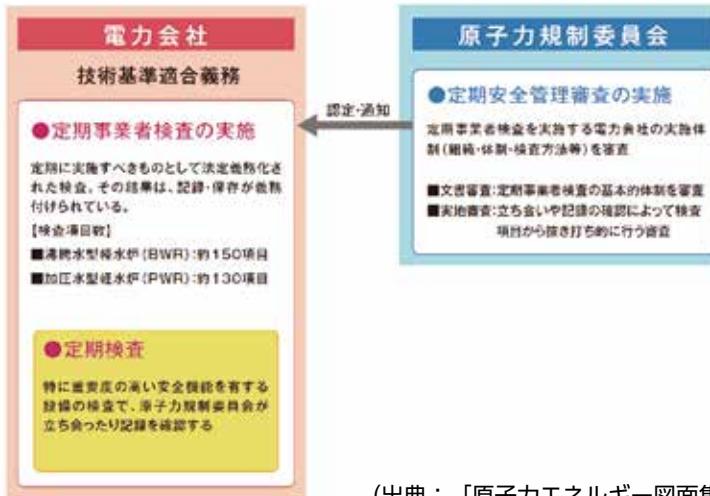
対象施設	中国電力（株）島根県原子力発電所
所在地	〒690-0873 島根県松江市内中原町52 島根県原子力防災センター2階 電話：0852-22-1947、ファクシミリ：0852-28-4879
所 員（計：5名）	所 長：統括原子力保安検査官（原子力防災専門官 併任） 副所長：原子力防災専門官（原子力保安検査官 併任） 所 員：原子力保安検査官 3名

#### 上齋原原子力規制事務所

対象施設	（国研）日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター
所在地	〒708-0601 岡山県苫田郡鏡野町上齋原514-1 上齋原オフサイトセンター1階 電話：0868-44-7688、ファクシミリ：0868-44-7685
所 員（計：2名）	所 長：統括原子力保安検査官（原子力防災専門官 併任） 副所長：原子力防災専門官（原子力保安検査官 併任）

### (3) 定期検査制度の概要

#### 定期検査制度の概要



(出典：「原子力エネルギー図面集2014」)

#### (4) 地方放射線モニタリング対策官事務所

国は、緊急時における環境放射線モニタリングの体制強化やそのための事前準備等を行うため、地方放射線モニタリング対策官事務所を設置しています。

鳥取県を含む島根・岡山エリアについては、平成26年8月以降、愛媛地方放射線モニタリング対策官事務所が担当しています。

##### 地方放射線モニタリング対策官

平常時においては、各担当エリア内における原子力施設周辺等の環境放射線モニタリングの実施に関する専門的事項についての関係自治体との連絡・調整や、情報共有システムの点検・管理等の業務を担当する。  
また、原子力施設で緊急事態が発生した場合には、国が設置する緊急時モニタリングセンターにおいて、関係道府県の監視センター等と協力して緊急時モニタリング活動の統率・企画調整等を行う。

##### 愛媛地方放射線モニタリング対策官事務所

担当エリア	愛媛、島根、岡山
所在地	〒796-0048 愛媛県八幡浜市北浜一丁目3番37号 愛媛県八幡浜庁舎6階 電話：0894-23-2216、ファクシミリ：0894-23-2217

## 8. 鳥取県原子力安全顧問

### (1) 鳥取県原子力安全顧問の設置

鳥取県では、平成 20 年 4 月 1 日に鳥取県原子力防災専門家会議（環境放射能や原子炉工学等の専門家を委員として任命）を設置し、原子力防災対策等に関して指導、助言等をこれまで受けてきました。

原子力災害対策等について、柔軟かつ機動的に原子力安全に関する幅広い分野の専門家から指導・助言を得るためのさらなる体制強化を目的として、従来の鳥取県原子力防災専門家会議を廃止し、新たに平成 26 年 10 月 17 日に鳥取県原子力安全顧問を設置しています。

項目	概要
設置目的	<ul style="list-style-type: none"><li>・環境放射線等モニタリング、原子力防災対策、原子力施設の安全対策について、技術的観点から幅広く指導、助言等を得る</li></ul>
顧問の職務	<ul style="list-style-type: none"><li>・環境放射線等モニタリング結果の評価、原子力防災対策・原子力安全対策への指導、助言</li><li>・安全協定に基づく現地確認への同行</li></ul> <p>※安全協定の改定協議の経過を踏まえ新たに規定</p>
顧問の委嘱	<ul style="list-style-type: none"><li>・学識経験者の中から知事が委嘱</li><li>・任期は 2 年以内（再任可）</li></ul>
資格基準	<ul style="list-style-type: none"><li>・原子力事業者等の役員、従業員等でない者（過去 3 年間）</li><li>・原子力事業者等で組織する団体（電事連等）の役員、従業員等でない者（過去 3 年間）</li><li>・同一の原子力事業者から年間 50 万円以上の報酬を受領していない者（過去 3 年間）</li></ul>
委嘱手続き	<ul style="list-style-type: none"><li>・委嘱に当たり、資格基準に抵触しないことを自己申告書で確認</li><li>・過去 3 年間の研究に対する寄附、所属学生の就職状況について確認</li><li>・上記の 2 項目について結果を公表</li><li>・研究に対する寄附等の状況は、毎年 4 月 30 日までに確認し、その結果を公表</li></ul>
顧問会議	<ul style="list-style-type: none"><li>・複数の顧問の出席による顧問会議の開催</li></ul> <p>※顧問は独任制を原則とするが、顧問会議を開催できる旨を規定</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・出席顧問の中から県が座長を選任</li></ul>

概要欄の下線部は、原子力防災専門家会議からの主な変更点

### (2) 原子力安全顧問名簿

（平成 28 年 10 月 17 日、分野内は五十音順）

分野	専門分野	顧問名	所属・役職
環境モニタリング	放射線計測・防護	占部 逸正	福山大学・教授
	環境放射能	遠藤 晓	広島大学・教授
	放射能環境動態	藤川 陽子	京都大学原子炉実験所・准教授
放射線影響評価	放射線治療、放射線物理	内田 伸恵	鳥取大学医学部附属病院・教授
	線量評価（内部被ばく）	甲斐 優明	大分県立看護科学大学・教授
	緊急被ばく医療	神谷 研二	広島大学・副学長
原子炉工学	原子力工学	青山 卓史	日本原子力研究開発機構・研究主席
	原子力工学	片岡 熱	大阪大学・名誉教授 福井工業大学・教授
	原子炉物理	北田 孝典	大阪大学・教授
	熱加工力学、材料力学	望月 正人	大阪大学・教授
放射性廃棄物	核燃料サイクル	佐々木 隆之	京都大学・教授
地震関係	地震活動・震源メカニズム	西田 良平	鳥取大学名誉教授
地下水対策	水工学	檜谷 治	鳥取大学・教授

【任期】平成 28 年 10 月 17 日～平成 30 年 10 月 16 日

### (3) 会議の開催状況

種 別	開催日等		内 容
鳥取県 原子力防災 専門家会議	第1回	平成 23 年 5 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力防災連絡会議の設立について</li> <li>・原子力防災の課題等について</li> <li>・今後の検討について</li> </ul>
	第2回	平成 23 年 9 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間報告について</li> <li>・今後の進め方について</li> </ul>
	第3回	平成 24 年 3 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の連絡会議の位置づけについて</li> <li>・住民避難対策等の検討状況について</li> <li>・原子力防災訓練について</li> <li>・連絡会議の参加機関について</li> </ul>
	第4回	平成 24 年 7 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難計画の検討状況について</li> <li>・モニタリングポストの配備計画について</li> <li>・原子力規制組織等の見直しに係る状況について</li> <li>・地域防災計画（原子力災害編）の見直しについて</li> <li>・原子力防災訓練の実施について</li> </ul>
	第5回	平成 24 年 11 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域避難計画について</li> <li>・地域防災計画（原子力災害編）の作成・修正について</li> <li>・平成 24 年度原子力防災訓練の実施について</li> </ul>
	第6回	平成 24 年 12 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力災害対策指針及び拡散シミュレーションに関する説明</li> <li>・島根県及び鳥取県における原子力安全・防災対策の状況について</li> </ul>
	第7回	平成 25 年 1 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訓練の振り返り</li> <li>・人形峠環境技術センター事故事案（停電事故、非管理区域における放射性物質の漏洩）について</li> <li>・原子力事業者防災業務計画の修正について</li> </ul>
	第8回	平成 25 年 5 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 24 年度環境放射線モニタリング結果の評価について</li> <li>・平成 25 年度主要事業について</li> <li>・鳥取県地域防災計画、広域住民避難計画の策定について</li> <li>・鳥取県緊急被ばく医療計画について</li> <li>・島根原子力発電所の安全対策実施状況について</li> <li>・人形峠環境技術センターの事案報告について</li> </ul>
	第9回	平成 25 年 11 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島根原子力発電所 2 号機新規制基準への適合性確認申請の概要について</li> </ul>
	第10回	平成 26 年 2 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島根原子力発電所 2 号機新規制基準への適合性審査について</li> <li>・平成 25 年度原子力防災訓練の振り返りについて</li> <li>・鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）、広域住民避難計画の修正について</li> </ul>
	第11回	平成 26 年 5 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島根原子力発電所 2 号機新規制基準適合性に係る審査状況等について</li> <li>・平成 25 年度環境放射線モニタリング結果の評価について</li> <li>・平成 26 年度原子力行政の取組について</li> </ul>
	第12回	平成 26 年 9 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島根原子力発電所 2 号機の適合性審査の状況等について</li> <li>・平成 26 年度原子力防災訓練について</li> </ul>
鳥取県 原子力安全 顧問会議	平成 26 年度 第1回	平成 26 年 11 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力防災訓練のふりかえりについて</li> <li>・原子力防災図上訓練計画について</li> <li>・島根原子力発電所 2 号機の適合性審査の状況等について</li> <li>・広域住民避難計画の住民説明会の開催結果について</li> </ul>
	平成 26 年度 第2回	平成 27 年 1 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力防災図上訓練について</li> <li>・鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）、広域住民避難計画の修正について</li> <li>・緊急時モニタリング計画〔人形峠環境技術センター編〕（案）について</li> <li>・平成 27 年度平常時モニタリング計画について</li> <li>・島根原子力発電所 2 号機の適合性審査の状況等について</li> </ul>

種 別	開催日等		内 容
鳥取県 原子力安全 顧問会議	平成 27 年度 第1回	平成 27 年 6 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 26 年度原子力施設周辺環境放射線等測定結果について</li> <li>・鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）、広域住民避難計画の修正について</li> <li>・平成 27 年度の原子力防災に係る主要事業について</li> <li>・島根原子力発電所 2 号機の適合審査の状況等について</li> <li>・島根原子力発電所の地下水対策について</li> <li>・島根原子力発電所 1 号機の営業運転終了について</li> </ul>
	平成 28 年度 第1回	平成 28 年 5 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島根原発 1 号機の廃止措置計画について</li> <li>・島根原発 2 号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3 系統目）の設置について</li> <li>・島根原発 2 号機の新規制基準適合性審査の状況について</li> <li>・島根原発低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計問題について</li> <li>・平成 27 年度環境放射線モニタリング結果の評価等について</li> <li>・平成 28 年度原子力防災に係る県の取組について</li> </ul>
	平成 28 年度 第2回	平成 28 年 12 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島根原子力発電所 2 号機の新規制基準適合性審査の状況について</li> <li>・島根原子力発電所 2 号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3 系統目）の審査状況について</li> <li>・島根原子力発電所 1 号機の廃止措置計画審査状況について</li> <li>・島根原子力発電所の安全対策の実施状況について</li> <li>・島根原子力発電所低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計問題に係る再発防止対策の進捗状況について</li> <li>・島根原子力発電所 2 号機 中央制御室空調換気系ダクトの腐食について</li> <li>・平成 28 年度鳥取県原子力防災訓練（島根原子力発電所対応）の実施結果について</li> <li>・鳥取県中部地震に係る人形峠環境技術センターでの警戒事態の発生について</li> </ul>

(平成 28 年 12 月 19 日現在)

## 9. 原子力事業者からの報告

鳥取県では、原子力施設の情報等について、中国電力（株）島根原子力本部及び（国研）日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターから報告を受けています。

報告を受けた内容については、週ごとに取りまとめて県のホームページで公表しています。

### (1) 島根原子力本部からの報告

URL : <http://www.genshiryoku.pref.tottori.jp/index.php?view=5429>

#### 平成28年8月5週分

29日

・島根原子力発電所1号機第29回施設定期検査の実施状況について（平成28年8月28日現在） [pdf:109KB]

・島根原子力発電所2号機第17回施設定期検査の実施状況について（平成28年8月28日現在） [pdf:81KB]

31日

・島根原子力発電所の運転計画（平成28年度）の変更について [pdf:85KB]

### (2) 人形峠環境技術センターからの報告

URL : <http://www.genshiryoku.pref.tottori.jp/index.php?view=5314>

#### 平成28年度分（人形峠環境技術センター週報第2四半期）

##### 平成28年7月 週報一覧

・平成28年7月2日～平成28年7月8日 [pdf:220KB]

・平成28年7月9日～平成28年7月15日 [pdf:221KB]

・平成28年7月16日～平成28年7月22日 [pdf:346KB]

・平成28年7月23日～平成28年7月29日 [pdf:218KB]

##### 平成28年8月 週報一覧

・平成28年7月30日～平成28年8月5日 [pdf:220KB]

・平成28年8月6日～平成28年8月19日 [pdf:219KB]

・平成28年8月20日～平成28年8月26日 [pdf:220KB]

・平成28年8月27日～平成28年9月2日 [pdf:223KB]

# 第5章 原子力防災対策

## 1. 原子力安全対策プロジェクトチーム

### (1) プロジェクトチームの概要

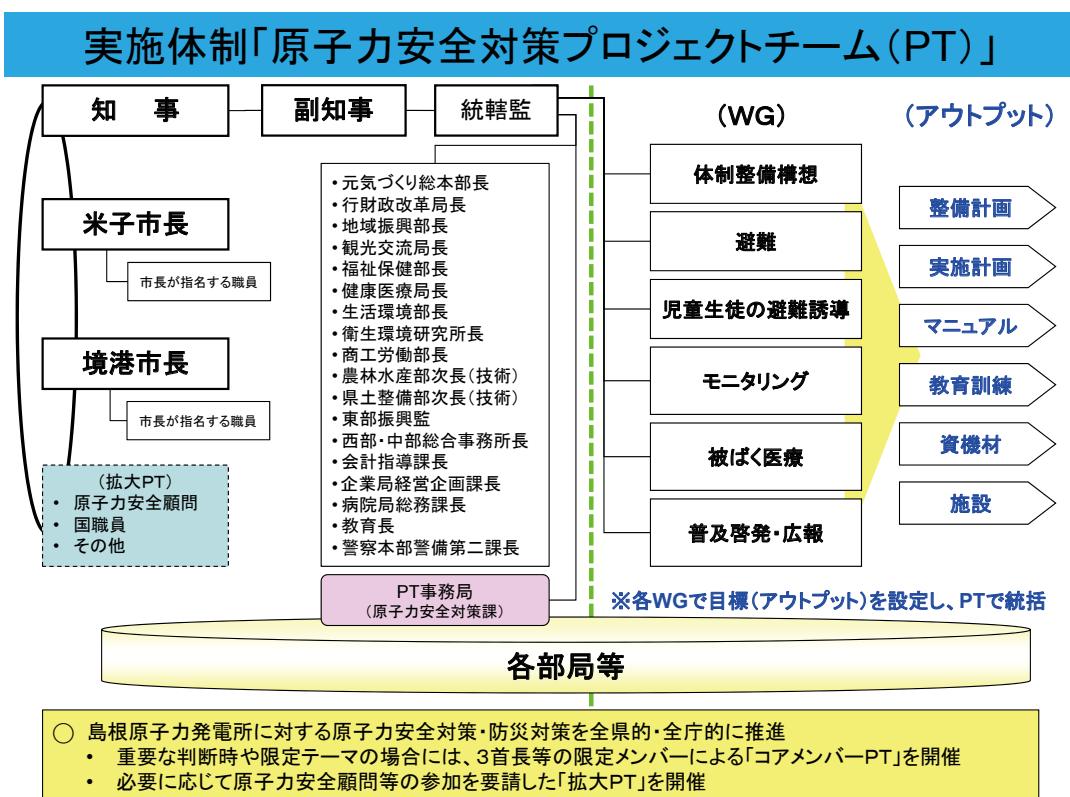
鳥取県では平成24年に「原子力安全対策プロジェクトチーム」を設置し、島根原子力発電所にかかる原子力防災体制を全庁的体制で整備を進めています。

目的：島根原子力発電所に関する防災対策の実施に関する企画  
チーム長：知事  
副チーム長：副知事、統轄監  
事務局長：危機管理局長  
事務局：危機管理局（原子力安全対策課）  
構成メンバー：元気づくり総本部長、行財政改革局長、地域振興部長、観光交流局長、健康医療局長、生活環境部長、衛生環境研究所長、商工労働部長、農林水産部次長（技術）、県土整備部次長（技術）、東部振興監、西部・中部総合事務所長、会計指導課長、企業局経営企画課長、病院局総務課長、教育長、警察本部警備第二課長

ワーキンググループの設置：全体又は個別課題毎に課長級等で構成するワーキンググループ（WG）を設置

設置期間：防災対策の実施体制構築までの間

実施体制：



## (2) プロジェクトチーム会議の開催状況

開催日等		内 容
第 1 回	平成 24 年 1 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島根県原子力発電所の現状</li> <li>・閣議決定の内容等</li> <li>・鳥取県等への影響とその対応</li> </ul>
第 2 回	平成 24 年 2 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訓練を通じて参考となった事項（よかつたと思われる事項）</li> <li>・訓練を通じて明らかとなった問題点と検討の方向等</li> <li>・新たな課題と今後の検討の方向等</li> </ul>
第 3 回	平成 24 年 5 月 9 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力行政の現状</li> <li>・原子力安全体制整備スケジュール</li> <li>・ワーキンググループ (WG) の設置</li> <li>・課題と対策</li> <li>・福島県への調査チーム派遣</li> </ul>
第 4 回	平成 24 年 7 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最新情報</li> <li>・住民避難の進捗状況等の報告</li> <li>・避難段階ごとの課題の把握と避難に伴う防護対策、後方支援等についての検討</li> <li>・中国電力との安全協定の見直し</li> </ul>
第 5 回	平成 24 年 9 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最新情報</li> <li>・防災基本計画（原子力災害対策編）の修正と県の対応</li> <li>・県地域防災計画（原子力災害対策編）の作成</li> <li>・住民避難計画の作成</li> </ul>
第 6 回	平成 24 年 12 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状</li> <li>・地域防災計画</li> <li>・鳥取県広域住民避難計画</li> <li>・進捗状況</li> </ul>
第 7 回	平成 25 年 1 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の原子力行政の現状について</li> <li>・放射性物質の拡散シミュレーションの試算結果について</li> <li>・鳥取県島根原子力発電所原子力防災訓練の各訓練実施要領について</li> </ul>
第 8 回	平成 25 年 1 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県島根原子力発電所原子力防災訓練の分析結果の検討について</li> <li>・原子力災害体制整備の検討について</li> <li>・今後のスケジュール等</li> </ul>
第 9 回	平成 25 年 4 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度の取組方針</li> <li>・原子力災害対策指針の改定原案について（原子力規制庁から説明）</li> <li>・原発の新規制基準（案）について（原子力規制庁から説明）</li> </ul>
第 10 回	平成 25 年 9 月 5 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度の取組状況と今後のスケジュールについて</li> <li>・新規制基準について（原子力規制庁から説明）</li> <li>・交付金の交付決定状況への対応</li> <li>・原子力防災訓練について</li> </ul>
第 11 回	平成 25 年 11 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国電力からの新規制基準の適用申請に係る報告を受けての情報提供と、今後の進め方についての協議</li> </ul>
第 12 回	平成 25 年 11 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国電力による説明「新規制基準適合申請の内容」</li> </ul>
第 13 回	平成 26 年 4 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島根原子力発電所 2 号機の審査状況等</li> <li>・検討事項（取組の基本方針）</li> <li>・今年度の取組</li> </ul>
第 14 回	平成 26 年 7 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島根原子力発電所 2 号機の状況等</li> <li>・平成 26 年度原子力防災訓練等について</li> <li>・広域住民避難計画説明会の状況（米子市、境港市）</li> </ul>
第 15 回	平成 27 年 10 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる添加水流量計の校正記録における不適切な取り扱いについて</li> <li>・島根原子力発電所 2 号機の審査状況について</li> <li>・島根原子力発電所 1 号機の廃止措置について</li> <li>・鳥取県の原子力防災対策の取組みについて</li> </ul>
コアメンバー会議	平成 28 年 6 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃止措置等の経緯について</li> </ul>

(平成 28 年 6 月 12 日現在)

## 2. 鳥取県原子力安全対策合同会議

### (1) 鳥取県原子力安全対策合同会議の概要

平成 28 年 5 月 22 日（日）、中国電力（株）から原子力安全協定に基づき事前報告のあった島根原子力発電所 1 号機の廃止措置計画及び同 2 号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源（3 系統目）の設置に関する事前報告等について、意見交換を行うため、米子・境港両市の原子力発電所環境安全対策協議会と鳥取県（原子力安全対策プロジェクトチーム会議）との合同会議を開催しました。

### (2) 第1回鳥取県原子力安全対策合同会議

#### ア 開催日時

平成 28 年 5 月 22 日（日） 15 時～16 時 16 分

#### イ 開催場所

西部総合事務所 2 階「講堂」（米子市糸町 1 丁目 160）

#### ウ 出席者

- ①県 知事、副知事、原子力安全対策 PT 会議関係部局長
- ②原子力安全顧問 7 名（占部顧問、遠藤顧問、神谷顧問、青山顧問、片岡顧問、森山顧問、西田顧問）
- ③関係市 米子市長、境港市長及び原子力発電所環境安全対策協議会委員 38 名（米子市 20 名、境港市 18 名）
- ④島根県 岸川防災部長（オブザーバー）、一般傍聴者 2 名
- ⑤国 原子力規制委員会原子力規制庁 竹原島根原子力規制事務所長 ほか
- ⑥中国電力（株） 古林島根原子力本部長、芦谷鳥取支社長 ほか

#### エ 議題及び主な結果

##### <平井知事総括>

- 地域の安全を皆で監視をし、守っていかなければならない。安全を第一義に考え、周辺自治体も立地自治体と同じように万が一の時は被害がある。我々としても意見が言える仕組み・プロセスを求めていく。

#### ①審議事項（4/28 安全協定に基づく事前報告の内容）

- （ア）「島根原子力発電所 1 号機 廃止措置計画」「島根原子力発電所 2 号機 特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3 系統目）」について、国（島根原子力規制事務所）及び中国電力から説明が行われ、質疑応答を行った。

##### （イ） 原子力安全対策顧問会議としての意見（5 月 16 日開催）

- ・廃止措置には 30 年という長期な課題であるという視点と、廃止措置計画の段階から自然災害・事故など何が起きるか分からぬ。その対処の仕方・心構えを十分にイメージして対応を具体的かつ詳細に今後検討して欲しい。
- ・今後は、原子力規制庁の審査状況踏まえながら、継続して顧問会議として検討していく。
- ・廃止措置の各段階に応じた防災体制を明確に規定して欲しい
- ・2 号機特定重大事故等対処施設等については、バックアップ施設として施設整備されるが、事故時の既存のフィルターベントや中央制御室等との関連性を明確にして欲しい。
- ・使用済燃料のプール貯蔵時における様々な事故・操作ミス等が発生した場合の対応のあり方等について明確に規定して欲しい。

#### ②報告事項

「島根原子力発電所低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計問題に関する再発防止対策の実施状況」について、国（島根原子力規制事務所）及び中国電力から説明が行われ、質疑応答を行った。

国の平成 27 年度第 4 回保安検査結果については、「再発防止対策は、一部継続中のものを除き着実に実施されている。引き続き保安検査等において実施状況を確認していく。」という評価であった。

### 3. 原子力防災連絡会議

#### (1) 原子力防災連絡会議の概要

原子力防災に関する事項については、関係自治体間で連携、調整を行う必要があることから、鳥取・島根両県、島根原子力発電所周辺30km圏市（松江市、出雲市、安来市、雲南市、米子市、境港市）の防災担当責任者で構成する「原子力防災連絡会議」を平成23年5月24日に設立しました。

これまで原子力防災連絡会議では、避難計画の実効性向上に関する検討や避難時間推計（ETE）に関する連携、調整等を行ってきました。

#### (2) 原子力防災連絡会議の構成員

（平成28年4月1日現在）

団体名	構成員		担当窓口
	所属	職名	
松江市	防災安全部	部長	原子力安全対策課
出雲市	総務部	防災安全管理監	防災安全課
安来市	総務部	統括危機管理監（次長）	危機管理課
雲南市	総務部	統括危機管理監	危機管理室
米子市	総務部	部長	防災安全課
境港市	市民生活部	防災監	自治防災課
島根県	防災部	部長	原子力安全対策課
鳥取県	危機管理局	局長	原子力安全対策課
島根県警察本部	警備部	部長	警備第二課
鳥取県警察本部	警備部	部長	警備第二課

#### (3) 原子力防災連絡会議の開催状況

開催日等		審議の内容
第1回	平成23年5月24日	<ul style="list-style-type: none"><li>・原子力防災連絡会議の設立について</li><li>・原子力防災の課題等について</li><li>・今後の検討について</li></ul>
第2回	平成23年9月14日	<ul style="list-style-type: none"><li>・中間報告について</li><li>・今後の進め方について</li></ul>
第3回	平成24年3月28日	<ul style="list-style-type: none"><li>・今後の連絡会議の位置づけについて</li><li>・住民避難対策等の検討状況について</li><li>・原子力防災訓練について</li><li>・連絡会議の参加機関について</li></ul>
第4回	平成24年7月19日	<ul style="list-style-type: none"><li>・避難計画の検討状況について</li><li>・モニタリングポストの配備計画について</li><li>・原子力規制組織等の見直しに係る状況について</li><li>・地域防災計画（原子力災害編）の見直しについて</li><li>・原子力防災訓練の実施について</li></ul>
第5回	平成24年11月21日	<ul style="list-style-type: none"><li>・広域避難計画について</li><li>・地域防災計画（原子力災害編）の作成、修正について</li><li>・平成24年度原子力防災訓練の実施について</li></ul>

開催日等		審議の内容
第6回	平成 24 年 12 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力災害対策指針及び拡散シミュレーションに関する説明</li> <li>・島根県及び鳥取県における原子力安全、防災対策の状況について</li> <li>・意見交換</li> </ul>
第7回	平成 26 年 2 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規制基準適合性確認審査への対応について</li> <li>・地域防災計画の修正について</li> <li>・原子力防災訓練の評価結果について</li> <li>・避難時間推計（E T E）について</li> <li>・意見交換</li> </ul>
第8回	平成 26 年 4 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域避難に係る取り組みの状況について</li> <li>・平成 26 年度原子力防災訓練について</li> <li>・島根、鳥取両県におけるモニタリング体制について</li> <li>・島根県知事による福島第一原子力発電所等の視察について</li> <li>・オフサイトセンター等の放射線防護対策について</li> </ul>
第9回	平成 26 年 5 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難時間推計について</li> </ul>
第10回	平成 26 年 9 月 3 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力防災対策に係る取り組みについて</li> <li>・緊急時モニタリング計画について</li> <li>・平成 26 年度原子力防災訓練について</li> </ul>
第11回	平成 27 年 3 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時モニタリング体制について</li> <li>・避難計画実効性向上のための取り組みについて</li> <li>・社会福祉施設等に対する放射線防護対策の実施状況について</li> <li>・安定ヨウ素剤の配布体制について</li> </ul>
第12回	平成 27 年 5 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置要項の改正について</li> <li>・平成 27 年度原子力防災訓練について</li> <li>・「島根地域の緊急時対応」の策定について</li> <li>・原子力災害における避難行動要支援者等の把握について</li> </ul>
第13回	平成 27 年 11 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力防災対策に関する取組について</li> <li>・「島根地域の緊急時対応」について</li> </ul>
第14回	平成 28 年 2 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計問題について</li> <li>・島根原発 2 号機の取水槽等の鉄筋工事に係る申告について</li> <li>・原子力防災訓練の訓練評価について</li> <li>・地域防災計画（原子力災害対策編）の修正項目（案）について</li> <li>・避難退却時検査候補地について</li> </ul>
第15回	平成 28 年 3 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力災害時における避難方法等の実態把握調査について</li> <li>・広域避難計画の修正について</li> <li>・原子力防災対策に関する取組について</li> </ul>

(平成 28 年 3 月 30 日現在)



第 13 回原子力防災連絡会議（島根オフサイトセンター）

## 4. 島根地域原子力防災協議会

### (1) 地域原子力防災協議会の概要

国は、平成 25 年 9 月に道府県や市町村が作成する地域防災計画（避難計画などを含む）の内容の充実化を支援するとともに、自治体だけでは解決が困難な課題の解決をするため、地域毎にワーキングチーム（以下、WT）を設置（全国 13 地域）しました。

島根地域においては、島根県・鳥取県を対象とする島根地域 WT が設置されました。

平成 27 年 3 月 20 日からは名称を「地域原子力防災協議会」するとともに、防災基本計画にも明確に位置付けられ、活動が強化されました。

地域原子力防災協議会は、各自治体副知事及び各省庁指定職級が基本構成員となっており、避難計画等の原子力防災の取組をまとめた「緊急時対応」の確認等の重要事項を協議します。

なお、島根地域原子力防災協議会では、鳥取県・島根県及び関係市の担当課長や関係省庁の担当者等で構成する島根地域原子力防災協議会作業部会（従来のワーキングチームに相当）を設置し、作業部会において「島根地域の緊急時対応」に係る個々の論点について検討を進めています。

#### ア 地域原子力防災協議会の設置地域

地域	道府県
島根地域原子力防災協議会	島根県、鳥取県

#### イ 島根地域原子力防災協議会の基本構成\*

- ・鳥取県・島根県両県の副知事
  - ・内閣府政策統括官（原子力防災担当）、各省庁指定職級
- \*関係市町村及び電力事業者は、オブザーバーとして参加することができます。

#### ウ 島根地域原子力防災協議会作業部会の基本構成

- ・島根地域担当の内閣府原子力防災専門官
- ・内閣府政策統括官（原子力防災担当）
- ・鳥取県・島根県の担当課長
- ・関係機関担当 等

### (2) 島根地域原子力防災協議会の開催状況\*

種別	開催日等		議 題
地 域 W T	合同会議 第 1 回	平成 25 年 9 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"><li>・WT の設置について</li></ul>
	合同会議 第 2 回	平成 25 年 10 月 9 日	<ul style="list-style-type: none"><li>・共通課題についての対応方針</li><li>・今後の進め方</li><li>・地域防災計画、避難計画の作成状況確認</li></ul>
	島根地域 WT 第 1 回	平成 25 年 10 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"><li>・今後の WT の進め方について (島根地域の現状の共有、島根地域 WT における当面の検討課題の決定、当面の検討スケジュール)</li></ul>
	島根地域 WT 第 2 回	平成 26 年 1 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"><li>・第 3 回原子力防災会議の状況報告</li><li>・避難手段、避難ルートについての考え方等</li><li>・避難手段の定量整理に係る依頼</li></ul>
	合同会議 第 3 回	平成 26 年 1 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"><li>・WT の活動報告について</li></ul>
	島根地域 WT 第 3 回	平成 26 年 5 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"><li>・WT の構成員について</li><li>・避難計画の充実に向けた当面の課題について (避難手段の確保、要支援者避難のしくみ)</li><li>・避難計画の充実に向けた当面の課題への対応方針について</li></ul>
	合同会議 第 4 回	平成 26 年 6 月 9 日	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域防災計画・避難計画の作成状況について</li><li>・緊急時の被ばく線量及び防護措置の効果の試算について</li><li>・今後の進め方について</li></ul>
	島根地域 WT 第 4 回	平成 26 年 10 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"><li>・川内地域の緊急時対応について</li><li>・原子力防災訓練について (原子力防災訓練の評価と防災対策への反映)</li></ul>

種別	開催日等		議題
地域WT	島根地域WT 第5回	平成26年11月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力防災訓練の検証</li> <li>・島根地域における防護措置実施区域とモニタリング体制</li> <li>・「川内地域の緊急時対応」への質問への回答</li> <li>・避難行動要支援者など対象者の把握調査</li> </ul>
	合同会議 第5回	平成27年3月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・WTの「地域原子力防災協議会」への改称等について</li> <li>・WTの活動報告（2）（照会）</li> </ul>
	島根地域WT 第6回	平成27年3月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島根地域ワーキングチームの取り組み</li> <li>・中間とりまとめ</li> <li>・「地域原子力防災協議会」について</li> </ul>
	合同作業部会会合 第1回	平成27年3月31日	・ワーキングチームの活動報告（2）について
	合同作業部会会合 第2回	平成27年4月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者の調査について</li> <li>・島根地域の緊急時対応の検討事項（仮称）について</li> </ul>
	合同作業部会会合 第3回	平成27年7月10日	・原子力災害時における広域連携について
地域原子力防災協議会	合同作業部会会合 第4回	平成27年7月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力災害対策指針の改正について</li> <li>・伊方地域との広域連携について</li> <li>・平成27年度島根県及び鳥取県の原子力防災訓練について</li> </ul>
	合同作業部会会合 第5回	平成27年9月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「島根地域の緊急時対応」について</li> <li>・避難方法等の実態調査について</li> <li>・島根県庁のBCP</li> <li>・避難待機時検査</li> </ul>
	合同作業部会会合 第6回	平成27年10月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院、社会福祉施設の避難計画について</li> <li>・緊急時モニタリング実施要領について</li> <li>・UPZ外の防護措置について</li> <li>・安定ヨウ素剤の配布について</li> <li>・「島根地域の緊急時対応」素案について</li> </ul>
	合同作業部会会合 第7回	平成27年11月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「島根地域の緊急時対応」について</li> <li>・物資の備蓄・供給について</li> <li>・外国人、観光客への情報伝達について</li> <li>・防災業務関係者の安全確保の在り方に関する検討会</li> </ul>
	合同作業部会会合 第8回	平成27年12月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「島根地域の緊急時対応」素案について</li> <li>・平成27年度原子力防災訓練について</li> <li>・内閣府からの報告について</li> </ul>
	合同作業部会会合 第9回	平成28年1月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者の実態調査の結果について</li> <li>・避難退域時検査実施計画（マニュアル）について</li> <li>・原子力災害業務継続計画の素案について</li> </ul>
	合同作業部会会合 第10回	平成28年3月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力災害時における避難方法等の実態把握調査について</li> <li>・「島根地域の緊急時対応」（素案）について</li> <li>・代替オフサイトセンターの指定について</li> <li>・平成27年度島根地域原子力防災協議会作業部会について</li> </ul>
	合同作業部会会合 第11回	平成28年4月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「島根地域の緊急時対応」（素案）について</li> <li>・平成28年度年度計画について</li> <li>・「原子力災害対策充実に向けた考え方」に係る事業者の取り組みについて</li> <li>・内閣府からの報告について</li> </ul>
	合同作業部会会合 第12回	平成28年5月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「島根地域の緊急時対応」について</li> <li>・内閣府からの報告について</li> </ul>
	合同作業部会会合 第13回	平成29年1月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「島根地域の緊急時対応」について</li> <li>・内閣府からの報告について</li> </ul>

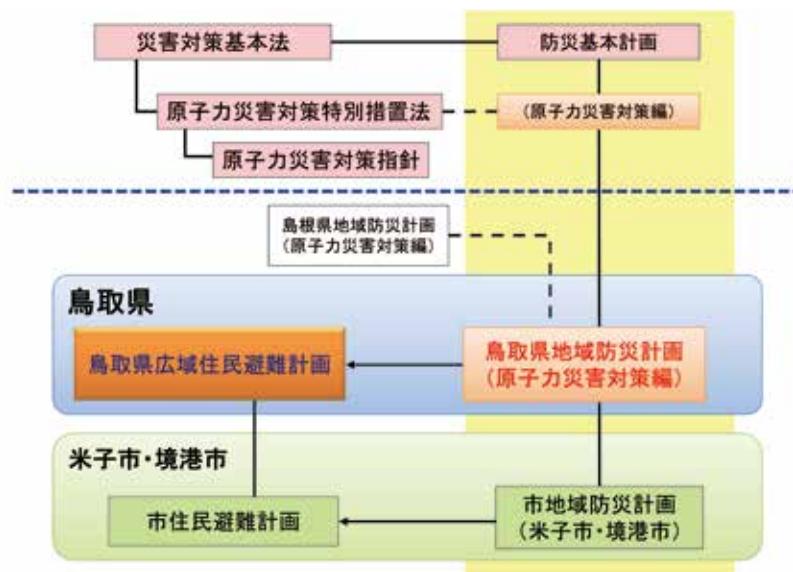
※合同会議を含む。

(平成29年1月末日現在)

## 5. 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）

### (1) 計画の位置づけ

- 災害対策基本法に加え、原子力災害対策特別措置法に基づき作成
- 一貫した原子力災害対策を行うため、原子力規制委員会の定める「原子力災害対策指針」を遵守し、国や地方公共機関等の防災計画との緊密な連携をとっている



（参考）原子力災害対策指針等の改正等の状況

区分	原災指針	原災指針を補足するマニュアル
平成24年度	決定(10/31)  改正(2/27) -EALやOILの導入 -被ばく医療体制の整備 等	
25年度	改正(6/5) -安定ヨウ素剤の取扱 -緊急時モニタリングの実施 等  改正(9/5) -新規制基準に係るEALの再設定 等	作成(1/29) 「緊急時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）」  作成(7/19) 安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって  修正(10/9)
26年度		作成(6/9) 「原子力災害時に避難する住民等のために地方公共団体が行う汚染検査・除染について」  廃止(4/22)  作成(3/31) 「原子力災害における避難地域時検査及び簡易除染マニュアル」
27年度	改正(4/22) -UPZ外の防護措置 -緊急時モニタリング結果を踏まえた措置 等  改正(8/26) -原子力災害医療体制 -避難地域時検査及び簡易除染 等  改正(3/1) -字句修正	修正(4/22)  修正(8/26)  修正(8/26)  修正(12/24)
28年度		修正(9/26)  修正(9/30)  修正(9/30)  修正(1/30)

## (2) 経緯

- ・平成 13 年度 策定（平成 13 年 12 月 27 日）

平成 11 年の東海村 JCO 臨界事故<sup>\*</sup>を受けて、鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）を策定。

（島根原子力発電所対応については、EPZ 外であるが策定。）

※ JCO 臨界事故（我が国で初めての原子力災害対策の実施）

平成 11 年 9 月 30 日午前 10 時 35 分頃、茨城県東海村にある株式会社ジェー・シー・オー（JCO）東海事業所の転換試験棟において、臨界事故が発生した。その後、臨界状態を終息させるために、臨界の継続を助長していた沈殿槽外周のジャケット内の冷却水の抜き取り作業を行うまで、約 20 時間にわたり臨界状態が継続し、事業所周辺に放射線が放出された。

この事故により、住民への避難要請や屋内退避要請が行われるなど、我が国で初めて原子力災害対策が講じられる事態となった。また、加工作業に直接従事していた 3 名の JCO の作業員が重篤な放射線被ばくを受け、懸命な医療活動に専念するも、2 人が亡くなられた。

- ・平成 24 年度 全面修正（平成 25 年 3 月 18 日）

福島第一原子力発電所の事故を踏まえた抜本的な見直し。

①原子力災害対策特別措置法及び同法施行令が改正

→島根原子力発電所について、鳥取県が周辺県に位置づけられる

②原子力災害対策指針の改正（法定化）

→緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）に位置づけられる。

③島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の内容を踏まえた見直し

（H25.3.15 文書回答協定の運用について立地県と同等の対応）

- ・平成 25 年度 一部修正（平成 26 年 3 月 26 日）

原子力災害対策指針等の改正に加え、原子力防災訓練による検証結果、避難時間推計等を計画に反映。

- ・平成 27 年度 一部修正（平成 27 年 8 月 24 日）

## (3) 平成27年度修正ポイント

### ○原子力防災施設・資機材に係る整備

- ・緊急事態対処センター（TERC）の整備、ホールボディカウンタ及びモニタリングデータ情報共有システムの追加整備並びに原子力環境センターを中心としたモニタリング体制の整備を反映

### ○原子力防災訓練等を通じた見直し

- ・原子力防災訓練で新たに取り組んだ避難退域時検査等の実施を追加
- ・避難退域時検査等の際の避難住民への支援（情報提供等）を追加
- ・避難時における警察等実動機関の現地調整を行うための環境整備を追加

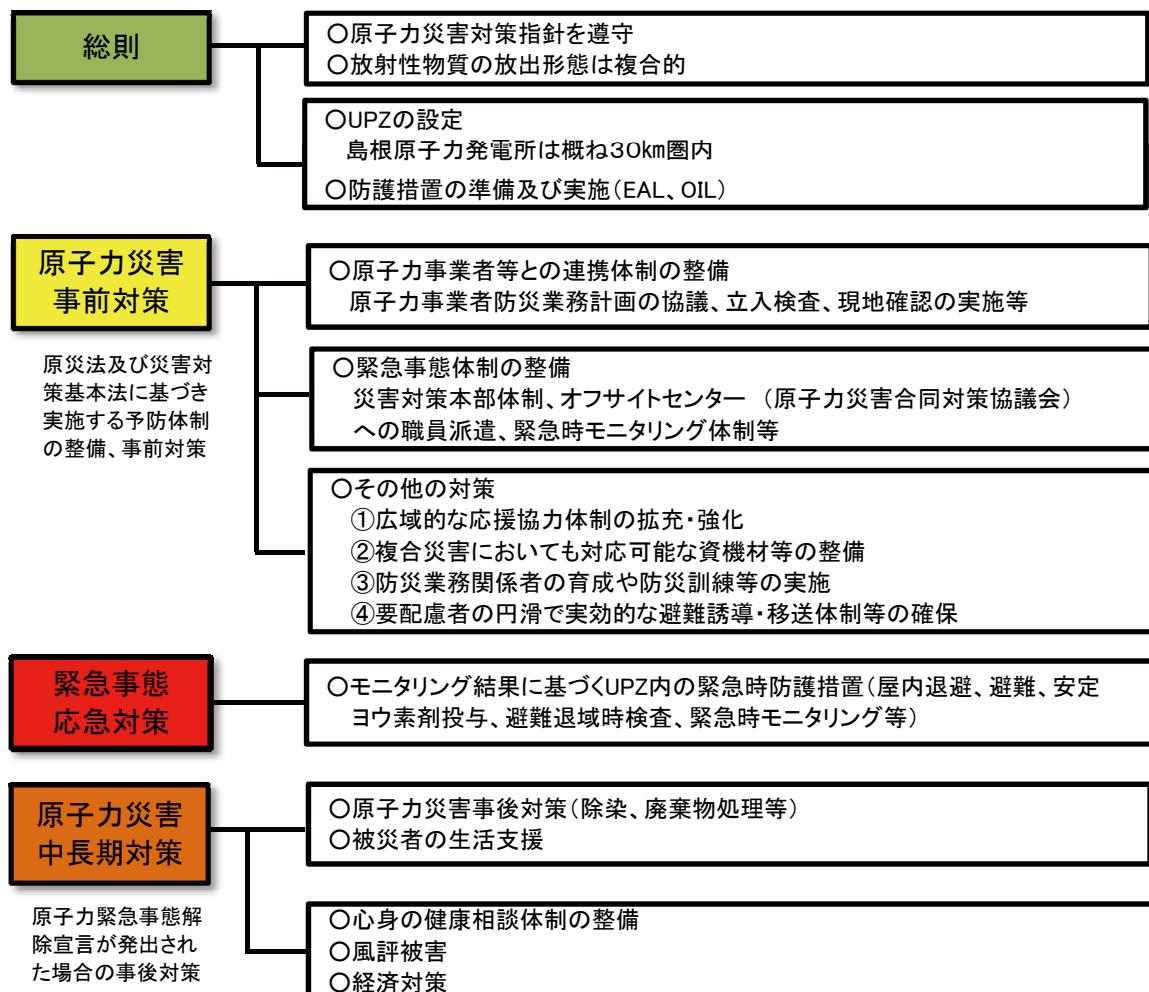
### ○原子力安全顧問の設置等、防災体制の強化

- ・より柔軟かつ機動的に原子力安全に関する幅広い分野の専門家から指導・助言を得るために、原子力安全顧問を設置（従前の原子力防災専門家会議を廃止）したことに伴う修正

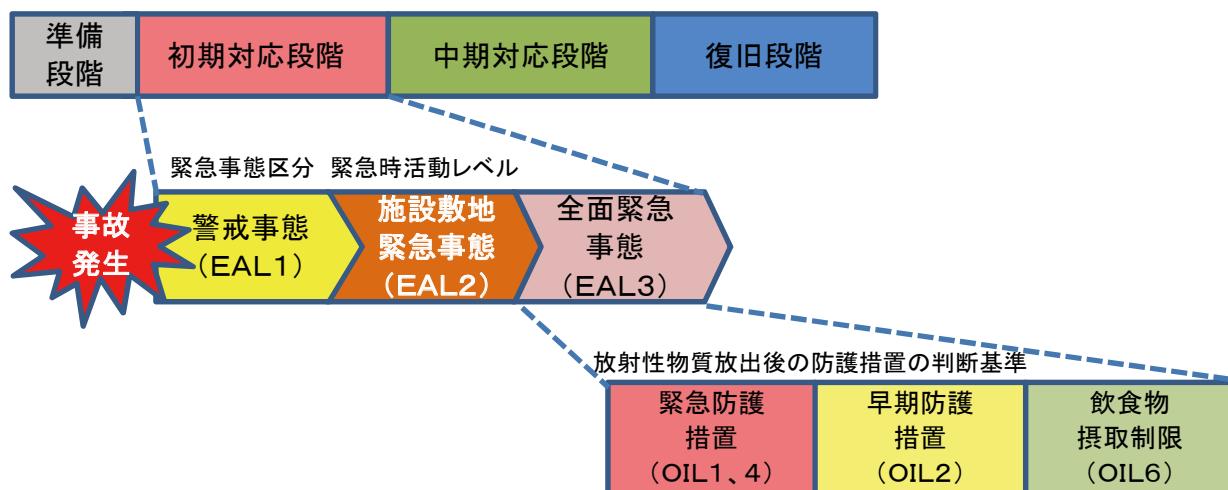
### ○国の制度見直し等の反映

- ・防災基本計画の修正（地域原子力防災協議会の設置等）
- ・原子力災害対策指針の修正（国際基準の考え方等を踏まえた UPZ 外における防護措置）
- ・国の原子力防災体制の見直し（内閣府への専任体制に移行）
- ・緊急時モニタリング計画の策定（島根県と連携し従前の計画を標準化）
- ・活用可能な放射性物質の拡散解析情報がある場合の活用を追加

## (4) 原子力災害対策編の体系



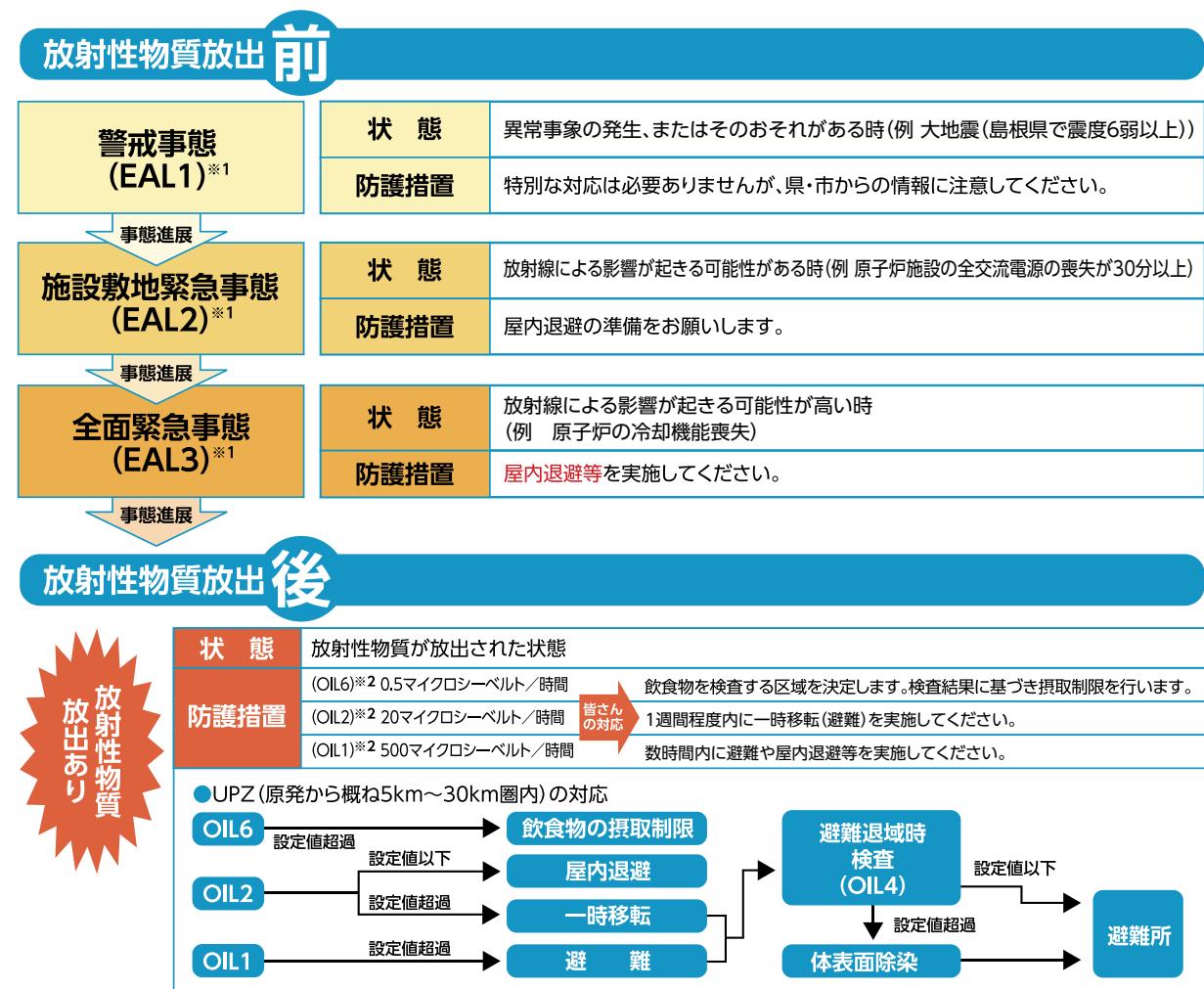
## (5) 防護措置のタイムライン



EAL (Emergency Action Level: 緊急時活動レベル)

OIL (Operational Intervention Level: 運用上の介入レベル)

## (6) 必要な防護措置の判断基準(UPZ(概ね30km)の対応)



※放射性物質の放出がなくても、今後放出が予測される場合など、状況によっては避難指示等が出される場合があります  
 (※1) EAL(Emergency Action Level): 緊急時活動レベル。避難や屋内退避等の防護措置を原子力施設の状況に応じて実施するために、事前に定めた判断基準  
 (※2) OIL( Operational Intervention level): 運用上の介入レベル。避難や屋内退避等の防護措置の実施を判断するための放射線モニタリングなどの計測値の基準

## 6. 鳥取県広域住民避難計画

### (1) 避難計画の策定

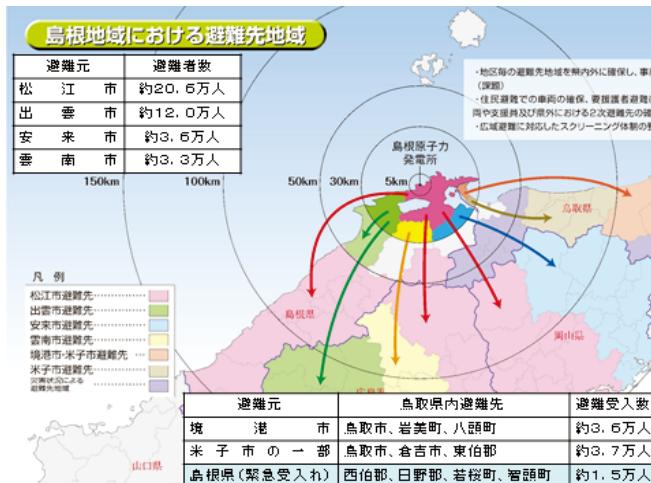
鳥取県では、平成25年3月に「鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）」を策定しました。

平成27年8月には、避難元から避難先までの避難について、地区ごとに一時集結所、避難経路等を具体的に定めるなどの修正を行っています。

### (2) 避難計画の作成根拠及び作成意義

避難計画は、鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて、原子力災害における住民避難の要領をまとめたものであり、どのような事態に対応しなければならないかという事態に焦点を当てて作成した計画です。

避難計画をあらかじめ作成しておくことにより、万が一の事故が発生した際にも迅速な対応が可能となります。



### (3) 避難計画の概要

#### 想定条件等

①特定の不測事態を想定せずに、島根原子力発電所において何らかの事故が起き、UPZ（30km圏内）内の全住民避難が必要となったことを想定。

②鳥取県内の国道431号は、津波の影響により当初使用の可否が確認できないものとする。

（使用の可否を優先的に把握する）

※上記は、あくまでも計画を作成するために設定した仮定条件であり、事故が起きた場合は、実際に避難等が必要な全ての地域を対象として避難等の防護措置を実施します。

#### 避難対象地域（UPZ、概ね30km圏内）

<想定避難者数> 約7.3万人

避難元	避難者数	避難先地域※
境港市	約3.6万人	鳥取市（気高町、青谷町、鹿野町を除く）、岩美町、八頭町
米子市の一部	約3.7万人	鳥取市（気高町、青谷町、鹿野町）、倉吉市、琴浦町、北栄町、湯梨浜町、三朝町

※ 不測の事態に備えるため、これ以外に1.5万人分の予備避難先を確保

#### 避難経路

経路1	山陰道・国道9号沿い	山陰道・国道9号による県中部・東部地域への避難経路
経路2	米子自動車道沿い・国道181号沿い	米子自動車道から蒜山ICを経由した県中部地域への避難経路
経路3	中国自動車道沿い	中国自動車道から津山ICを経由した県東部地域への避難経路

#### 段階的避難

避難指示に基づき、事態の推移に応じて計画的に段階的避難を開始し、避難指示後20時間で避難を完了（30km圏からの100%避難が完了）する。

UPZ（10～20km）の避難指示が発出された時点を「H時」とする。

※放射性物質は放出されておらず、EALに基づき避難指示がなされるものとする。

本計画においては、警戒事態（EAL1）から鳥取県の避難指示があるまでは、24時間あると仮定し、この間に避難準備を行うものとする。

## 避難シナリオ

時間的推移	避難等の状況
警戒事態 (EAL 1)	注意喚起、観光客への帰宅呼びかけ
施設敷地緊急事態 (EAL 2)	屋内退避の準備
全面緊急事態 (EAL 3)	(原子力緊急事態宣言。国の原子力災害対策本部の設置。) 事態の規模及び時間的推移に基づく判断により、国が避難を指示 予防的防護措置（屋内退避の実施、避難に必要な移動手段の確保等の避難準備や安定ヨウ素剤の配付準備）の指示
H	UPZ (10~20km) の避難指示 鳥取①の避難開始 → H + 5 h 避難完了
H + 5 h	鳥取②の避難開始 → H + 10 h 避難完了
H + 10 h	鳥取③の避難開始 → H + 15 h 避難完了
H + 15 h	鳥取④の避難開始 → H + 20 h 避難完了
H + 20 h	鳥取県内UPZ避難完了

## 段階的避難における区分

区分	避難区域	市	町名等
鳥取①	A - ①	境港市	外江町、清水町、弥生町、芝町、西工業団地
	A - ②		渡町、中海干拓地、夕日ヶ丘2丁目、森岡町
鳥取②	B - ①		浜ノ町、大正町、松ヶ枝町、栄町、本町、末広町、相生町、朝日町、入船町、京町、日ノ出町、中町、東本町、東雲町、花町、岬町、米川町、蓮池町、馬場崎町、明治町、湊町、元町、昭和町、上道町、中野町、福定町
	B - ②		竹内町、誠道町、竹内団地、美保町、高松町、新屋町、麦垣町、幸神町、三軒屋町、小篠津町、財ノ木町、佐斐神町、夕日ヶ丘1丁目
鳥取④	B - ③	米子市	大篠津町、和田町
	B - ④		葭津、大崎、大篠津町（一部）、彦名町（一部）
	C - ①		富益町、彦名町、安倍、上後藤（一部）、旗ヶ崎（一部）
	C - ②		夜見町、河崎、両三柳（一部）



## (4) 避難退域時検査

避難される住民の方について、避難で使用する車や体の表面に放射性物質が付着していないか確認することを目的とする検査を、避難退域時検査といいます。もしも付着している場合には、服を脱いだり拭き取るなどの簡易除染を行います。

県は、放射性物質が放出された後に、緊急時モニタリングの結果により、必要があると判断された場合、UPZ外の主要経路沿い等に避難退域時検査会場を設置し、避難住民の避難退域時検査及び必要に応じて簡易除染を行います。

また、併設する避難支援ポイントでは、避難者に対する総合的な支援（食糧、水、燃料、トイレ、事故情報等）を実施します。



主要避難経路、予備経路及び避難退域時検査会場等



避難退域時検査会場

区分	検査会場		備考
	名 称	住 所	
避難支援 ポイント併設 (主要経路沿い)	①名和農業者トレーニングセンター	〒689-3212 大山町名和1247-1	避難者 (避難経路①)
	②中山町農業者トレーニングセンター	〒689-3112 大山町下甲1022-5	
	③東伯総合公園体育館	〒689-2356 琴浦町田越560	
	④伯耆町岸本B&G海洋センター	〒689-4102 伯耆町大原1006-3	避難者 (避難経路②または③)
	⑤江府町立総合体育館	〒689-4413 江府町大字洲河崎62	
	⑥倉吉市閔金農林漁業者等健康増進施設	〒682-0411 倉吉市閔金町閔金宿1560-18	
	⑦旧那岐小学校	〒689-1451 智頭町大背205	
避難所併設 (東部・中部)	①布勢総合運動公園県民体育館	〒680-0944 烏取市布勢146-1	避難者のうち 検査を受けられなかった者
	②鳥取空港国際会館	〒689-0947 烏取市湖山町西4丁目110-5	
	③倉吉体育文化会館体育館	〒682-0023 倉吉市山根529-2	
保健所併設 <small>*米子は速やかに、鳥取・倉吉は避難指示後20時間以降に設置。</small>	鳥取保健所	〒680-0901 烏取市江津730	検査希望者
	倉吉保健所	〒682-0802 倉吉市東巖城町2	
	米子保健所	〒683-0802 米子市東福原1丁目1-45	

資料:鳥取県健康政策課

## (5) 避難時間シミュレーション

島根原子力発電所30km圏内の住民が避難に要する時間のシミュレーションを島根県と共同で実施しました。

### ア 避難時間シミュレーション

住民の方々の避難行動と避難時間との関係に着目し、30km圏内の住民が段階的に避難を行う場合と、一斉に避難を行う場合のシミュレーションを実施しました。

### イ シミュレーションの位置づけ

結果についてはあくまでも計算結果であり、計画の妥当性判断、実行可能性の判断資料として位置づけています。

### ウ 主なシミュレーション項目

(1) 避難指示から30km圏外に避難するまでの避難時間

(2) 住民の避難行動が避難時間に与える影響

(3) 避難時間に大きな影響を与える交通渋滞の発生個所

また、避難時間に影響すると想定される状況設定（季節・時間など）を付加した場合についてもシミュレーションを実施しています。（全23パターンで推計）

### エ 主なシミュレーション条件（両県の合計）

対象人口 470,745人（世帯数：182,090世帯）

車両台数 想定台数：約18万9千台（自家用車台数：約188,500台、バス450台）など

### オ シミュレーション結果の概要（ほぼ1日で避難は可能）

	5km圏 退避時間	30km圏 避難完了 時間	避難指示発 令後の平均 移動時間	避難指示発令後の移動時間（鳥取県内）			
				鳥取①	鳥取②	鳥取③	鳥取④
段階的避難	2時間 30分	27時間 50分	5時間 20分	3時間 25分	3時間 30分	2時間 40分	2時間 25分
一斉避難	10時間 00分	21時間 45分	16時間 00分	14時間 15分	15時間 30分	11時間 00分	12時間 25分
段階的避難 <small>（自家用車乗り合わせ、観光客の早期誘導、高速道路料金所開放対策後）</small>	1時間 55分	24時間 10分	4時間 35分	3時間 00分	3時間 05分	2時間 20分	2時間 00分

一斉避難では、全体の避難時間は短いが、集中して避難するため移動時間が16時間もかかり、段階的避難の場合より10時間以上長くなります。

→ 避難途中の被ばくの恐れ・運転者への負担・燃料切れが予想されます。

### カ 計画への反映と今後の対応

鳥取県ではシミュレーション結果について、先行的に平成26年3月改定の住民避難計画に反映しています。

今後は、渋滞緩和策の検討や住民への説明を行うなど、避難計画のさらなる実効性の確保を図ります。

#### 【鳥取県計画の反映内容】

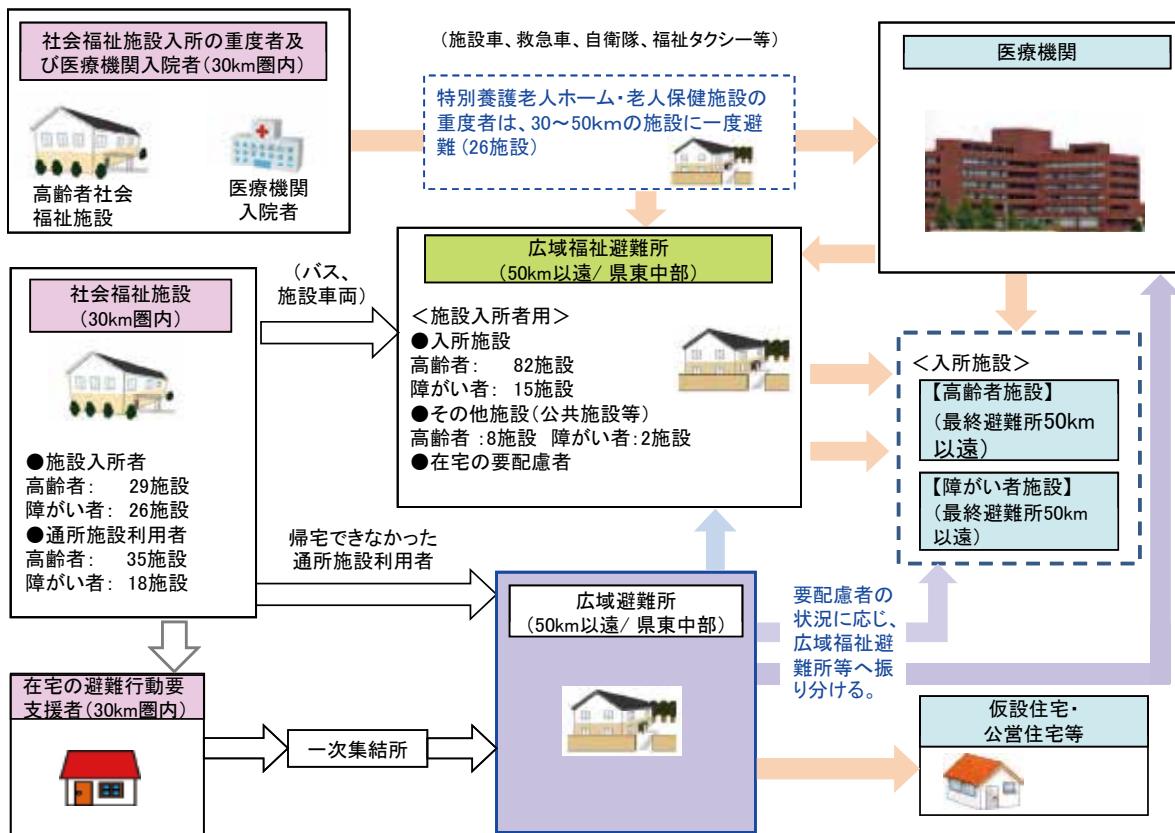
- 4日間避難 → 避難指示後20時間で避難
- 4区分による段階避難
- JR、船舶、航空機など多様な避難手段を補完的手段として位置づけ
- 大規模自主避難への対応

## (6) 避難行動要支援者等の避難

施設敷地緊急事態発生時のPAZ避難準備指示があった場合、事態の進展を踏まえUPZの避難行動要支援者等の避難準備を早期に開始します。

また、長時間の輸送が、避難行動要支援者等の負担となり健康状態を悪化させないよう配慮に努めます。

避難行動要支援者避難のイメージ



## 7. 原子力防災訓練

### (1) 鳥取県原子力防災訓練(島根原子力発電所対応)

中国電力(株)島根原子力発電所の事故を想定した原子力防災訓練を、2県6市共同で実施しています。

島根原子力発電所対応の原子力防災訓練は、平成23年度から2県6市の枠組みで実施しており、今回で6回目となります。(実動の住民避難を伴う訓練は5回目の実施)

訓練名	平成28年度鳥取県原子力防災訓練(島根原子力発電所対応)
日 時	平成28年8月28日(日) 7:00~13:30(船舶訓練、広域避難所開設訓練) ※船舶に住民を乗せた訓練は天候不良により中止
	平成28年11月14日(月) 8:30~13:00(本部等運営訓練等) 平成28年11月19日(土) 8:00~13:00(避難訓練)
主 催	鳥取県側:鳥取県、米子市、境港市 島根県側:島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市
訓練の目的	国における原子力防災体制の見直しに合わせ、原子力緊急時における防災関係機関相互の連携による防災対策の確立及び防災業務関係者の防災技術の習熟を図るとともに、鳥取県広域住民避難計画等の実効性向上を目的として訓練を実施。
主要訓練項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難実施状況の情報収集及び住民への情報発信機能の検証</li> <li>・新たに整備する大型車両除染用資機材等の検証</li> <li>・避難行動要支援者(障がい者)避難に係る検証</li> <li>・実動機関との連携</li> <li>・住民や外国人等へのわかりやすい広報の実施</li> </ul>
場 所	米子・境港市内(一時集結所他)、避難退域時検査会場(江府町立総合体育館)、原子力防災講座会場(江府町立総合体育館)、県営広域避難所(県立図書館)、JR境線、陸上自衛隊米子駐屯地、航空自衛隊美保基地、鳥取空港、県立中央病院、元町病院、山陰労災病院、済生会境港総合病院、県立厚生病院、光洋の里他
参加者	41機関、約1,000名(うち、住民約340人)
参加機関	<p>①行政機関等 鳥取県警察本部、鳥取県教育委員会、鳥取県西部広域行政管理組合消防局、鳥取県東部広域行政管理組合消防局、自衛隊鳥取地方協力本部、陸上自衛隊第8普通科連隊、航空自衛隊第3輸送航空隊、原子力規制庁島根原子力規制事務所、境海上保安部、境港管理組合他</p> <p>②民間団体、企業 西日本旅客鉄道(株)米子支社、社会福祉法人しらゆり会、県薬剤師会、中国電力(株)他</p>
事象想定	本部等運営訓練(初動対応訓練)及び本部等運営訓練に連動する独自訓練、オフサイトセンター訓練については、島根県と同一想定で実施。 その他の独自訓練については、別想定(時間)で実施。
訓練内容	<p>①本部等運営訓練(初動対応訓練)[緊急時通信連絡訓練を含む。]      ②オフサイトセンター訓練      ③住民避難訓練(在宅要支援者等避難含む)※住民搭乗の船舶避難は中止      ④避難行動要支援者避難訓練(障がい者、要支援者)      ⑤緊急被ばく医療活動訓練(初期・二次被ばく医療・避難退域時検査・安定ヨウ素剤)      ⑥緊急時モニタリング訓練      ⑦県営広域避難所開設訓練      ⑧広報・情報伝達訓練(道路情報表示訓練を含む)      ⑨学校等の避難訓練      ⑩避難誘導、交通規制等措置訓練      ⑪避難支援ポイント設置・運営訓練      ⑫車両確認検査等訓練      ⑬原子力防災講座等</p>
その他	<p>①訓練評価等 第三者(安全顧問9名、原子力規制庁島根規制事務所1名、関西広域連合1名、岡山県1名、徳島県1名)による訓練の評価を実施するとともに、訓練参加者に対するアンケートを実施。</p> <p>②外部講師による原子力防災講座 埼玉医科大学の飯塚裕幸助教を招いて、放射線についての基礎説明や人体への影響などについて講義等を実施。</p>
教訓等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急速報(エリア)メールの配信について、携帯電話の受信設定等により、一部受信されないことが確認できた</li> <li>・避難退域時検査について、分散配置している各種資器材を集めることに課題があった</li> </ul>



本部等運営訓練（鳥取県災害対策本部）



緊急時モニタリング



JRによる住民避難



緊急被ばく医療活動訓練（安定ヨウ素剤配布）



遊戯施設における電光表示



避難退域時検査



自衛隊車両による住民避難



車両除染

訓練名	平成 28 年度鳥取県原子力防災図上訓練（島根原子力発電所対応）
日 時	平成 28 年 7 月 25 日（月） 8:30 ~ 14:30
主 催	鳥取県
訓練の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部事務局の各機能班の初動対応、体制・役割分担、業務の流れ等を確認</li> <li>・広域住民避難計画と細部計画との整合性の確認</li> <li>・各機能班間の連携の確認</li> <li>・EAL、OIL 等のタイムラインに応じた先行的な業務活動</li> </ul>
場 所	鳥取県庁（災害対策本部室、第 22 会議室、第 34 会議室）
参加者	<p>75 名</p> <p>①危機管理局長、原子力安全対策監      ②災害対策本部事務局の各機能班担当者（危機管理局、元気づくり総本部、総務部、地域振興部、福祉保健部、生活環境部、商工労働部、教育委員会、警察本部）      ③中国電力（株）      ④原子力安全顧問、島根県職員、岡山県職員（いずれも評価者として参加）</p>
訓練の流れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島根原子力発電所において、トラブルが発生（訓練開始）。</li> <li>・警戒事態（EAL1）の発生に伴い各機能班が活動し、警戒本部活動を展開。</li> <li>・その後、事象が施設敷地緊急事態（EAL2）に進展し、災害対策本部を立ち上げ。</li> <li>・さらに事象が全面緊急事態（EAL3）に進展し、避難実施計画の策定を行う。</li> </ul>
訓練内容	<p>県災害対策本部事務局の各機能班が次の各細部実施計画に基づき、事態の進展に応じた対応。</p> <p>ア 災害対策本部マニュアル（本部の設置、関係機関との情報伝達、要員派遣等）      イ 避難行動要支援者避難計画（入院患者、高齢者、障がい者）      ウ 緊急被ばく医療計画（初期被ばく医療、スクリーニング、安定ヨウ素剤）      エ 学校・保育所・幼稚園の避難計画（各学校での対応状況の取りまとめ等）      オ 広域避難所運営計画（避難所開設に向けた準備の実施等）      カ 食糧、生活関連物資供給計画（食糧、物資、輸送の供給体制の確保等）      キ 住民避難輸送計画（交通機関の運行状況、避難用車両の確保等）      ク 広報・情報伝達計画（プレスリリース、住民向け広報の適切な実施等）      ケ 避難誘導・交通規制等（避難誘導体制の確保等）      コ モニタリング計画（モニタリング本部の設置、モニタリング結果の集約等）</p>
教訓等	・情報収集様式の整備



## (2) 鳥取県原子力防災訓練(人形峠環境技術センター対応)

(国研) 日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターにおける原子力事故・トラブル発生時の対処能力の向上を図るため、岡山県と合同で訓練を実施しており、今回で 17 回目となります。

訓練名	平成 28 年度鳥取県原子力防災訓練（人形峠環境技術センター対応）
日 時	平成 28 年 11 月 9 日（水） 9:00 ~ 15:00
主 催	鳥取県側：鳥取県 岡山県側：岡山県、鏡野町
訓練の目的	人形峠環境技術センターにおける事故・トラブルを想定し、緊急時における対応能力の向上を図ることを目的として訓練を実施。
主要訓練項目	・県対策本部及びオフサイトセンターでの状況の進展に応じた、一連の対応手順の確認 ・初動対応マニュアル（案）に基づく初動対応手順の確認
場 所	鳥取県庁、衛生環境研究所、上齋原オフサイトセンター
参加者	3 機関、約 20 名（鳥取県）
参加機関	鳥取県庁、衛生環境研究所、中部総合事務所生活環境局
事象想定	人形峠環境技術センター内のウラン濃縮原型プラント第 3 貯蔵庫（核燃料物質使用施設）において、施設内で発生した火災が拡大し、加熱された六フッ化ウラン ( $UF_6$ ) シリンダが損傷を受けて $UF_6$ が漏えい。 $UF_6$ が屋外に漏えいし、その漏えい量が原子力災害対策特別措置法第 10 条の規準に該当する量に達したため事業者から特定事象通報。
訓練内容	①本部等訓練 ・災害対策本部等を運営し、事故発生時における基本的対応要領を確認する。 ・災害対策本部と他機関及びオフサイトセンターとの連携を確認 ②オフサイトセンター訓練 ・上齋原オフサイトセンターへの連絡員派遣 ・緊急時モニタリングセンター（EMC）へ要員派遣 ③機能別訓練 ・緊急時モニタリング訓練（衛生環境研究所、三朝町内）
訓練評価	第三者（委託業者）による訓練の評価を実施するとともに、訓練参加者に対するアンケート及び振り返り会議を実施。
教訓等	・災害時の初動対応を漏れなく実施するためにチェックリストの改良が必要



鳥取県庁緊急事態対処センター



TV会議

## 8. 鳥取県原子力防災ネットワークシステム

### (1) システムの概要

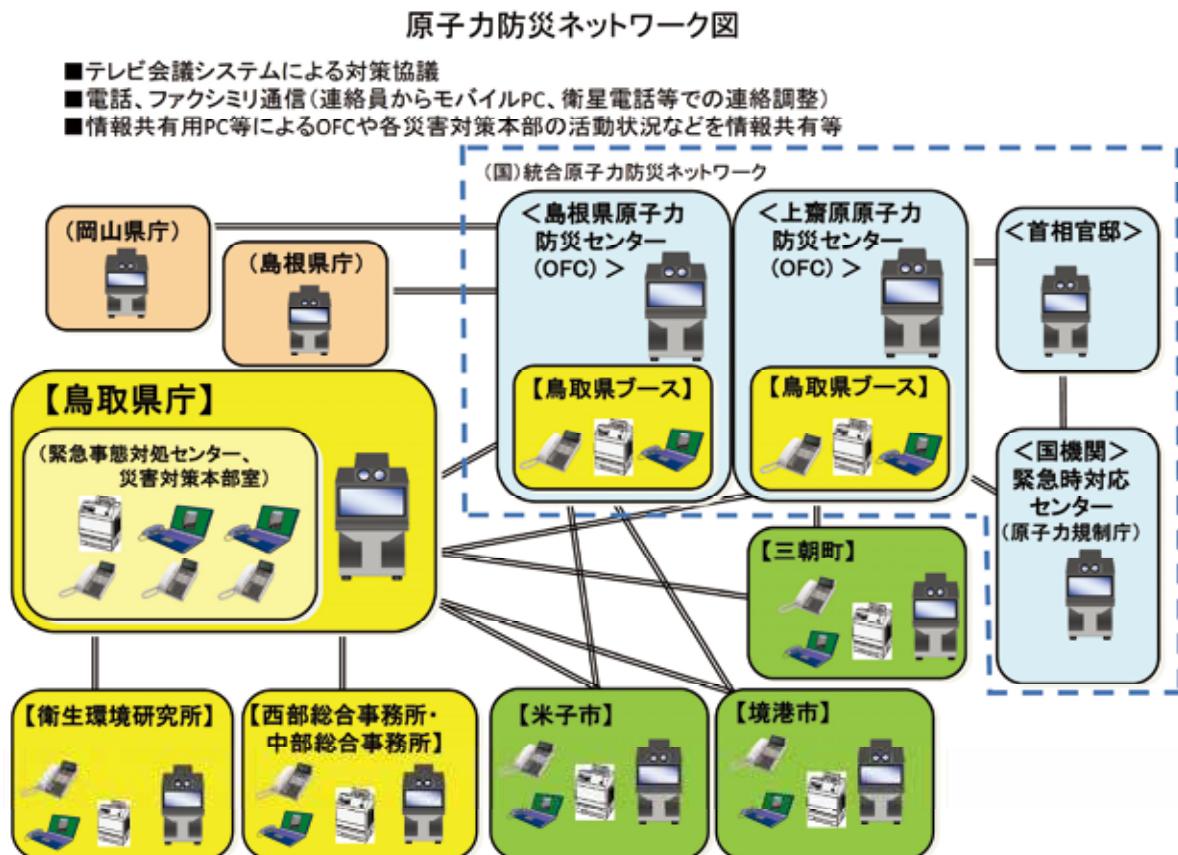
国は、原子力災害発生時等に国と地方公共団体の連携を強化するため、全国規模のネットワークを構築しています（統合原子力防災ネットワーク）。

鳥取県においても、平成20年度から鳥取県原子力防災ネットワークシステムとして、鳥取県庁、三朝町役場及び上齋原オフサイトセンター（以下、OFC）にIP電話システム、テレビ会議システム、FAXシステムを整備し、統合原子力防災ネットワークと相互接続しています。

平成24年度には、新しく衛生環境研究所、西部総合事務所、米子市役所、境港市役所、島根OFCにIP電話システム、テレビ会議システム、FAXシステム等の各設備を整備し、既設のネットワークに接続し、緊急時における各拠点の通信を確保するとともに、統合原子力防災ネットワークとの接続拠点を上齋原OFCから島根OFCへ移転させるなど、ネットワークを再構築しました。

さらに、平成26年度末にネットワークの一部更新に併せて中部総合事務所を追加接続しています。

### (2) 原子力防災ネットワーク図



## 9. 鳥取県緊急事態対処センター (TERC)

### (1) センターの概要

平成25年度に実施した県庁災害対策本部室の再整備と併せ、緊急事態対処センターを整備しました。原子力防災に関する各種情報を収集・整理し、適時的確な指示が行える体制を整備するとともに、市町村、関係機関に対して同様の情報を配信することで円滑に情報共有を図り、迅速な防災対策に繋げるものです。これにより、迅速かつ的確な状況判断を支援します。

また、平成27年度に映像閲覧用タブレットの整備、操作ソフトの改修等の必要な追加改修を行いました。

#### 1) 名称

「鳥取県緊急事態対処センター」（鳥取県庁第二庁舎2階）

Tottori Emergency Response Center (通称「TERC」 ティーイーアールシー)

#### 2) 整備費用 1億3200万円

※災害対策本部室及び情報配信システムの整備費等も含む。

(平成25年2月補正 島根原子力発電所に係る原子力防災緊急対策事業〔臨時経済対策〕)

#### 3) 運用開始 平成26年4月1日

#### 4) 収集および配信する内容

##### ア 環境放射線モニタリング

鳥取県、島根県、原子力事業者のモニタリング結果（リアルタイム表示）

##### イ ヘリテレ映像（鳥取県防災ヘリコプター等の撮影映像）

##### ウ 気象情報

##### エ テレビ会議（それぞれのTV会議システムと相互に乗り入れ可能）

災害対策本部室の映像、県庁テレビ会議システム・原子力防災ネットワークシステム等の映像

##### オ 道路情報

##### カ ERSS（緊急時対策支援システム）

格納容器内の圧力や温度等の原子力施設のプラント情報等の状況

##### キ その他（書画カメラ映像、会議資料、電話音声等）

#### 5) 情報配信方法

##### ア 専用回線による情報配信先（災害時の輻そう対策のため）

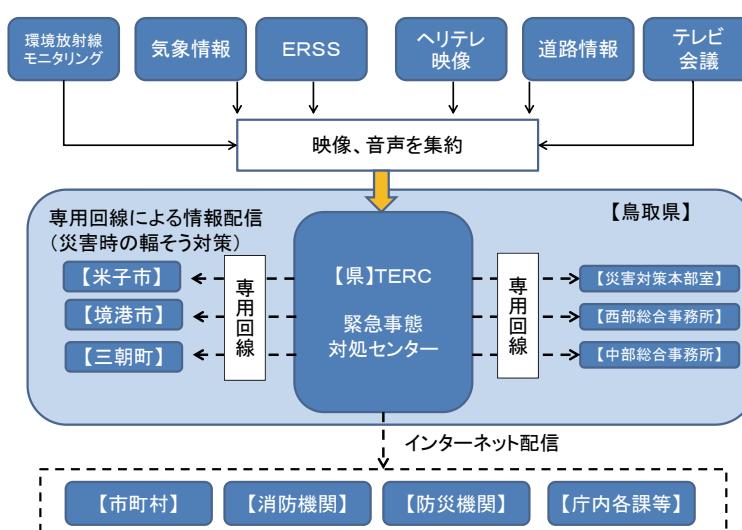
米子市、境港市、三朝町、鳥取県災害対策本部室、知事室、危機管理局長室、教育委員会室、西部総合事務所

##### イ インターネットによる情報配信先

7チャンネルの情報配信を実施

### (2) 情報配信ネットワーク図

緊急事態対処センター(TERC)整備に伴う情報配信ネットワーク図



## 10. 環境放射線等の監視

### (1) 概要

鳥取県では、原子力施設の周辺住民の健康と安全を守るため、

- ・平常時において、原子力施設による周辺住民等への影響がないことを確認すること。
- ・原子力施設からの予期しない放射性物質又は放射線の放出があった場合に適切に対応すること。
- ・緊急時モニタリング結果の評価のための比較対象とする。

などを目的として、平常時の環境における放射線のレベルおよびその変動を調査しています。

また、文部科学省からの委託事業である環境放射線水準調査において、食品中の放射線量や降水中の放射線量などを測定しています。

### (2) 平常時モニタリングの実施内容

毎年度測定計画を定めて調査を実施しています。

#### 【島根原子力発電所】

- 実施機関：衛生環境研究所、水・大気環境課
- 測定項目：空間放射線量率（固定局及び可搬型モニタリングポストによる連続測定）  
大気塵中のα線及びβ線濃度（連続測定）  
環境試料中の放射能調査（定期的）

#### 【人形峠環境技術センター】

- 実施機関：原子力安全対策課、中部総合事務所生活環境局
- 測定項目：空間放射線量率（固定局モニタリングポストによる連続測定）  
大気塵中の全α濃度及びフッ素濃度（同上）  
空間放射線量率、積算線量、全α・β濃度（移動局により四半期毎）  
環境試料中の放射能調査（四半期毎）

結果については、鳥取県原子力安全顧問による評価後、報告書としてとりまとめて公表します。

### (3) 鳥取県環境放射線モニタリングシステム

島根原子力発電所及び人形峠環境技術センターにおいて、予期しない放射性物質及び放射線の放出による環境放射線状況の情報収集や、原子力災害が発生した際の防護措置の実施の判断材料となる空間線量率を情報提供するため、鳥取県環境放射線モニタリングシステムにより、原子力施設の平常運転時から空間線量率等の測定を実施しています。

環境放射線モニタリングシステムは、平成13年度に人形峠環境技術センター周辺の空間線量率等の監視強化のために固定局、移動局、テレメータ等を整備しています。また、平成24・25年度には島根原子力発電所周辺の空間線量率等の監視強化のために米子市・境港市に固定局及び可搬局を追加整備し、平成25年度には鳥取県と島根県及び中国電力の測定データを連接しました。

#### 鳥取県環境放射線等モニタリングシステム

<http://monitoring.pref.tottori.lg.jp/pg/map/index.php>

#### モバイルサイト

<http://monitoring.pref.tottori.lg.jp/mobile/index.php>

#### 地図上表示



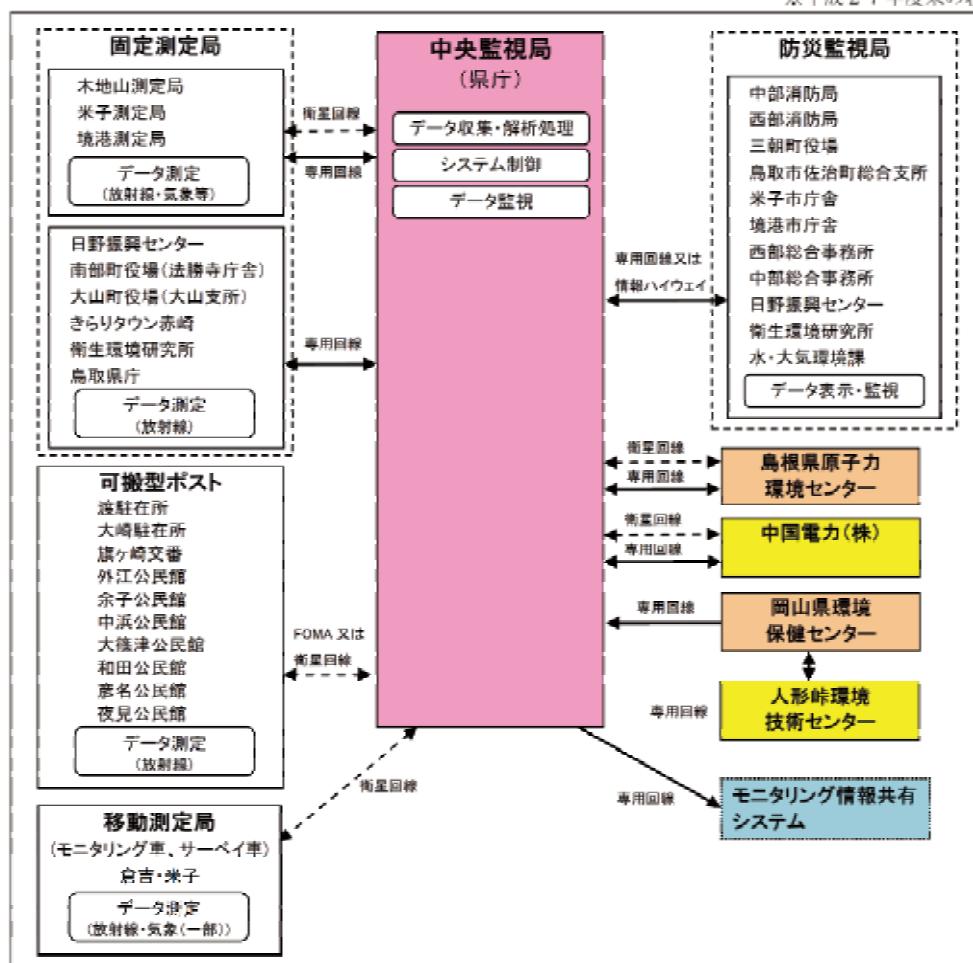
## データ推移図表示



時系列表形式表示

## システム概要図

※平成27年度末の状況



## (4) モニタリングポスト

放射線を定期的に、または連続的に監視測定を行うことをモニタリングといい、モニタリングを行うために設置した装置をモニタリングポストといいます。

鳥取県では、固定型及び可搬型のモニタリングポストを設置し、測定しています。

### ア 固定型モニタリングポスト（モニタリングステーション）

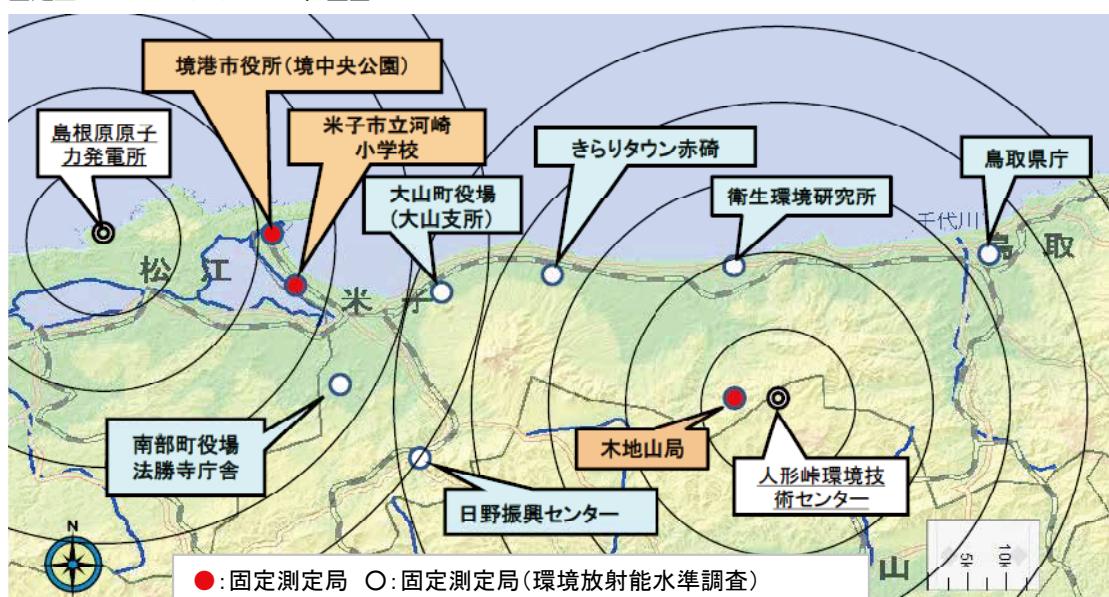
測定地点	所在地	備考
三朝町木地山	三朝町木地山	※ 1
県衛生環境研究所	湯梨浜町南谷	※ 2
鳥取県庁	鳥取市東町	※ 2
大山町役場大山支所	大山町末長	※ 2
日野振興センター	日野町根雨	※ 2
きらりタウン赤崎	琴浦町赤崎	※ 2
南部町役場法勝寺庁舎	南部町法勝寺	※ 2
境港市役所（境中央公園）	境港市上道町	※ 1
米子市立河崎小学校	米子市河崎	※ 1

※ 1 危機管理局所管のモニタリングポスト、※ 2 生活環境部所管のモニタリングポスト（環境放射能水準調査）



固定型モニタリングポスト

固定型モニタリングポストの位置図



## イ 可搬型モニタリングポスト

鳥取県では、平成25年度に22基の可搬型モニタリングポストを整備しました。

平成26年度より測定を開始（常時監視：10基、予備：12基）し、県ホームページで公開しています。

測定地点	所在地	測定地点	所在地
渡駐在所*	境港市渡町	和田公民館	米子市和田町
外江公民館	境港市外江町	夜見公民館	米子市夜見町
余子公民館	境港市竹内町	大篠津公民館	米子市大篠津町
中浜公民館	境港市財ノ木町	旗ヶ崎交番*	米子市旗ヶ崎
彦名公民館	米子市彦名町	大崎駐在所*	米子市大崎

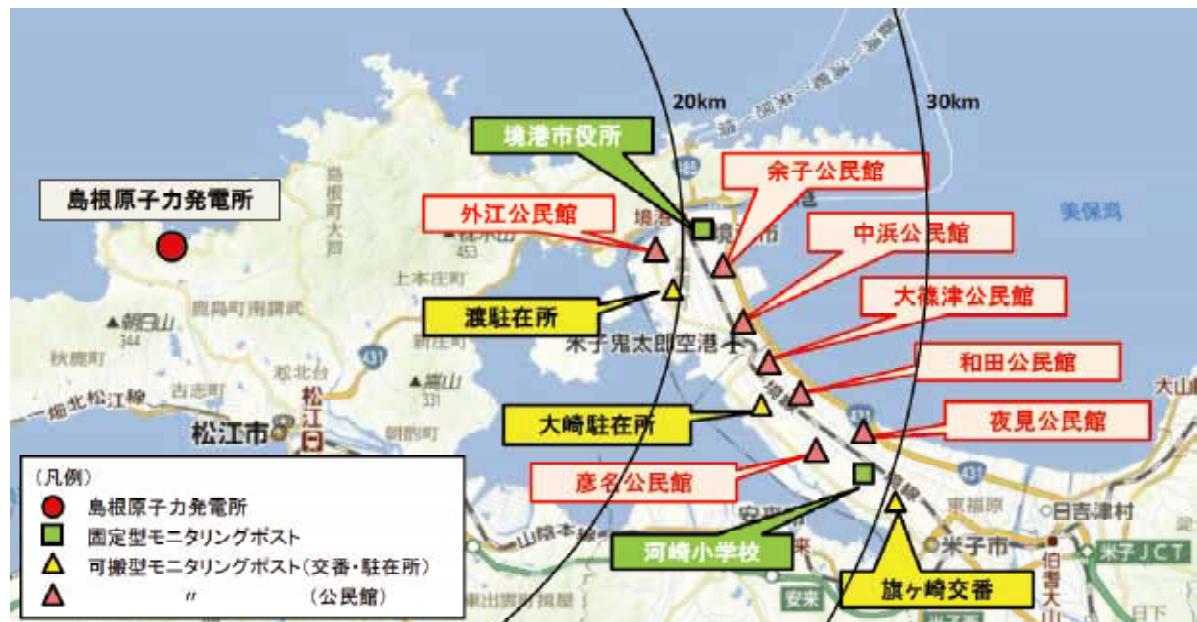
\*訓練時運用として設置しており、ホームページで公開はしていません。

公民館に配備したポストでは、電光表示器にて線量を表示し、住民啓発用としても活用しています。



可搬型モニタリングポスト

## 島根原子力発電所UPZ圏内のモニタリングポスト



## (5) 移動局(モニタリング車、サーベイ車)

原子力施設からの放射線の影響を平時から監視するため、モニタリングポスト設置以外の地点においても、移動局(モニタリング車、サーベイ車)を用いて定期的に放射線測定を行っています。

また、緊急時には、避難経路等のルートで測定を行い、防護措置の判断等に活用されます。

鳥取県では、モニタリング車及びサーベイ車各1台をセットとして、米子市内（島根原子力発電所近傍）と倉吉市内（人形峠環境技術センター近傍）に分散管理して運用しています。



【モニタリング車】



【サーベイ車】



モニタリング車による定点観測



サーベイ車による走行サーベイ

## (6) 原子力環境センターの整備

島根原子力発電所地域を中心に、県内の平常時の環境中の放射線や放射性物質のモニタリング体制を強化するとともに、緊急時に必要なモニタリングに迅速に対応できるよう、平成25年度から衛生環境研究所の敷地内に原子力環境センターの整備を進めてきましたが、平成28年1月18日に開所式を開催しました。

平成28年度以降の機能強化のため、建屋の増設や分析装置の整備を実施していきます。

### 位置



### I期棟



### 住所

〒682-0704鳥取県東伯郡湯梨浜町南谷526-1

### 機能

- ・緊急時の防護措置の判断のためのモニタリング機能
- ・平常時のモニタリング機能を強化

### 整備内容

主な設備・機器名	概要
オートチェンジャー付ゲルマニウム半導体検出器	環境試料（水、土壤等）や飲食物に含まれるガンマ線を放出する放射性物質（放射性ヨウ素、セシウム等）を分析する装置
トリチウム分析装置	原発の排水や蒸気に含まれる放射性物質であるトリチウムを測定する装置
積算線量測定装置	一定期間中の放射線量の積算値を測定する装置
灰化装置（乾燥機、電気炉）	微量成分を検出するため、生物試料を灰化（濃縮）する装置



開所式（平成28年1月）



放射線測定室



オートチェンジャー付ゲルマニウム半導体検出器



積算線量測定装置

## 11. 緊急時モニタリング計画

### (1) 緊急時モニタリング計画の策定

緊急時モニタリング計画は、緊急時モニタリング体制の整備等及び緊急時モニタリングに関する基本的事項について定め、国が統括する緊急時モニタリングの活動を迅速かつ効率的に実施できるようにするものです。

鳥取県でも緊急時モニタリング計画を作成していましたが、円滑な緊急時モニタリングの実施を図る観点から、国（原子力規制庁）作成の「緊急時モニタリング計画作成要領（H26.6.12）」に沿って標準化した「鳥取県緊急時モニタリング計画[島根原子力発電所編]」を平成26年8月に策定しました。

また、緊急時モニタリングを迅速かつ効率的に実施することを目的に具体的な実施内容等を定めた、「島根県緊急時モニタリング実施要領[島根原子力発電所編]」を平成27年3月に策定しました。

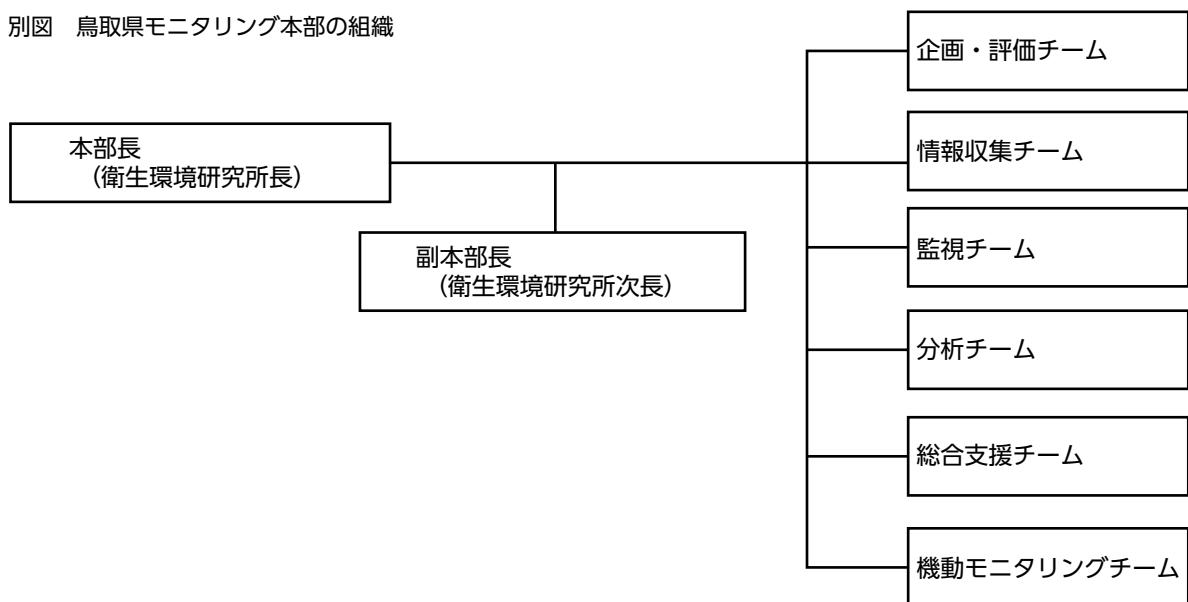
（人形峠環境技術センターに係る緊急時モニタリング計画及び緊急時モニタリング実施要領も別途作成しています。）

### (2) 緊急時モニタリングの体制

緊急事態区分	体 制	実施内容
情報収集事態	－	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 平常時モニタリングの継続</li><li>・ 環境放射線の推移を注視</li></ul>
警戒事態	・ 鳥取県モニタリング本部（別図） （衛生環境研究所に設置）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 平常時モニタリングの強化</li><li>・ モニタリングシステム等の情報通信機器の稼働状況確認</li><li>・ 可搬型モニタリングポストの追加設置（必要に応じて）</li><li>・ 測定機器等の確認</li></ul>
施設敷地 緊急事態	・ EMC <sup>*</sup> 〔 国が島根県原子力環境 センターに設置 〕	<ul style="list-style-type: none"><li>・ EMCへ参画（要員派遣を含む）</li><li>・ 国が作成する「緊急時モニタリング実施計画」に基づいて鳥取県内のモニタリングを実施</li></ul>
全面緊急事態	・ 鳥取県モニタリング本部を維持	

\* EMC：緊急時モニタリングセンター（Emergency Radiological Monitoring Center）

別図 鳥取県モニタリング本部の組織



## 12. 放射線防護対策施設

### (1) 事業概要

鳥取県では、島根原子力発電所のUPZにおいて、早期の避難が困難である等の理由により一時的にその場にとどまるを得ないことを想定し、医療機関・社会福祉施設等の放射線防護対策を進めています。

これら施設については、気密性の確保、放射性物質の影響緩和（外気の放射性物質除去フィルター等）等の対策を実施しています。

なお、これら施設については耐震性や津波の影響に問題がないことを確認しているとともに、鳥取県地域防災計画に位置付け、整備を進めています。

### (2) 事業実施施設

#### 平成25年度実施施設（平成24年度繰越事業）

施設名	鳥取県済生会境港総合病院
住所	〒684-8555 鳥取県境港市米川町44番地
工事箇所	西病棟北側 24室（64床）
主な工事内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・窓や建具のシール等を交換し、気密性を向上</li><li>・「非常時外気取入ユニット」を屋上に設置し、導入外気の浄化を行う</li><li>・1階（職員玄関等）に汚染検査可能な区画を設置</li></ul>

#### 平成26年度実施施設（平成25年度繰越事業）

施設名	社会福祉法人しらゆり会「光洋の里」
住所	〒684-0072 鳥取県境港市渡町2480
工事箇所	デイサービス・機能回復訓練室等
主な工事内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・陽圧化と放射性物質除去済外気を取込むための外気取入ユニットの設置</li><li>・気密化を図るためのシャッター設置、既存建具の調整、パッキン取替え等</li><li>・空調設備の増強</li></ul>

施設名	医療法人・社会福祉法人真誠会「弓浜ホスピタウン」
住所	〒683-0104 鳥取県米子市大崎1511-1
工事箇所	建物3階の老人保健施設全体
主な工事内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・陽圧（加圧）にするための換気設備（フィルター内蔵型）設置</li><li>・ダクトにダンパ設置</li><li>・換気設備、空調系統の自動制御装置設置</li><li>・発電機、非常用コンセント設備設置</li><li>・退避区域内密閉性向上のための窓・扉等の改修</li></ul>

施設名	鳥取大学医学部附属病院
住所	〒683-8504 鳥取県米子市西町36-1
工事箇所	鉄骨造2階を増築
主な工事内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・杭基礎</li><li>・外壁に押出成形型セメント板設置</li><li>・屋根にシート防水設置</li></ul> <p>※被ばく患者及び被ばくのおそれのある患者の治療にあたる施設として整備</p>



非常時外気取入ユニット（済生会境港総合病院）



非常時外気取入ユニット（光洋の里）

## 13. 原子力災害医療体制

### (1) 原子力災害時の医療機関

原子力災害時も医療体制を確保し、傷病者や被ばく患者に対して適切な診療等を行います。

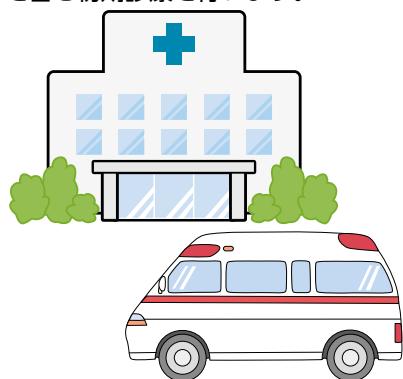
鳥取県では、原子力災害の医療機関として、県内16の医療機関を指定しています。

#### 1) 初期被ばく医療機関 [14機関]

被ばくのおそれのある患者に対して、一般的な救急診療の対象となる傷病への対応を含む初期診療を行います。

汚染がある場合には、ふき取りや脱衣等の簡易な除染を行います。

東部	中部	西部
4 病院	3 病院	7 病院
・鳥取赤十字病院	・県立厚生病院	・済生会境港総合病院
・鳥取市立病院	・野島病院	・博愛病院
・岩美病院	・清水病院	・山陰労災病院
・智頭病院		・米子医療センター
		・西伯病院
		・日野病院
		・日南病院



#### 2) 二次被ばく医療機関 [2 機関]

重い傷病や重度被ばくのため、初期被ばく医療機関で対応が困難な被ばく患者に、線量測定、除染処置及び専門的な医療対応を必要に応じて入院診療により行います。内部被ばくを測るためのホールボディカウンタが設置されています。

鳥取大学医学部附属病院、鳥取県立中央病院

#### 3) 高度被ばく医療センター [5 機関]

二次被ばく医療機関では対応できない高度専門的な診療及び支援を実施します。

弘前大学（弘前市）、福島県立医科大学（福島市）、放射線医学総合研究所（千葉市）、長崎大学（長崎市）、広島大学<sup>\*1</sup>（広島市）

※1：鳥取県域担当：広島大学

#### 4) 原子力災害医療・総合支援センター [4 機関]

二次被ばく医療機関への支援や原子力災害時における<sup>\*2</sup>原子力災害医療派遣チームの派遣調整等を行います。

※2：原子力災害発生時に派遣を行う医療チーム

弘前大学（弘前市）、福島県立医科大学（福島市）、長崎大学（長崎市）、広島大学<sup>\*3</sup>（広島市）

※3：鳥取県域担当：広島大学

原子力災害時の医療機関位置図



## (2) ホールボディカウンタ

鳥取県では、内部被ばく検査用のホールボディカウンタ\*を整備しています。

- ・車載型 1台（移動式放射線測定車）
- ・据付型 2台（鳥取大学医学部附属病院、鳥取県立中央病院）

\*体内の放射性物質を計測するための装置

### ①移動式放射線測定車

事故等により原子力施設から放射性物質が放出等された場合に、対象地域に速やかに移動し、地域住民や防災活動要員に対し、体内に取り込まれた放射性物質から放出される放射線の量を迅速かつ正確に測定し、内部被ばくの有無を確認するとともに、シャワー等により除染処置ができます。

（計測時間は1名あたり約5分〔受付、身体測定等除く〕）

平成13年3月に人形峠環境技術センターに係る緊急被ばく対策用として配備。

（整備費 63,000千円）



#### 【車両】

4 t 車両、全輪駆動式、MT車

全長7.6m×全幅2.3m×全高3.4m

#### 【装備】

測定室：体表面モニタ、ホールボディカウンタ（甲状腺カウンタ（放射性ヨウ素<sup>131</sup>I）を測定）、

体幹部カウンタ（<sup>137</sup>Csなどを測定）、測定部、計測制御・データ管理ソフトウェアにより構成）を搭載。

除染室：更衣室、シャワー室等を装備。

### ②据付型

体外に設置した検出器で測定し、人体内部に存在する放射能を計算によって求める全身用放射能測定装置で、甲状腺カウンタでは甲状腺に存在する放射能を測定します。



据付型（鳥取大学医学部附属病院）



据付型（鳥取県立中央病院）

#### 【据付型設備概要】

型式：富士電機 NMW

測定時間：2分（検出感度 200Bq 以下）

#### 【据付型設備概要】

型式：日立アロカメディカル RC54-20654

測定時間：2分（検出感度 200Bq 以下）

### (3) 安定ヨウ素剤

#### 1) 目的と効果

原子力災害の際には、放射性ヨウ素や放射性セシウムなどの放射性物質が放出されることがあります。

このうち放射性ヨウ素は、呼吸や飲食物を通じて体内に取り込まれると、のどの甲状腺に集まり、将来（数年～数十年後）に、甲状腺がんを発生させる可能性があります。

「安定ヨウ素剤」は、放射性でないヨウ素を製剤化したもので、服用することで、体内に取り込まれる放射性ヨウ素が甲状腺に集まることを防ぎ、甲状腺への放射性ヨウ素による内部被ばくを防止・低減する効果があります。これにより、将来的な甲状腺がんの発生リスクを低減することが期待されます。

効果は服用後 24 時間続きますが、適切なタイミングで服用することが大切です。

（安定ヨウ素剤には、外部被ばくや、放射性ヨウ素以外の内部被ばく防止に効果はありません。）



安定ヨウ素剤（丸剤）

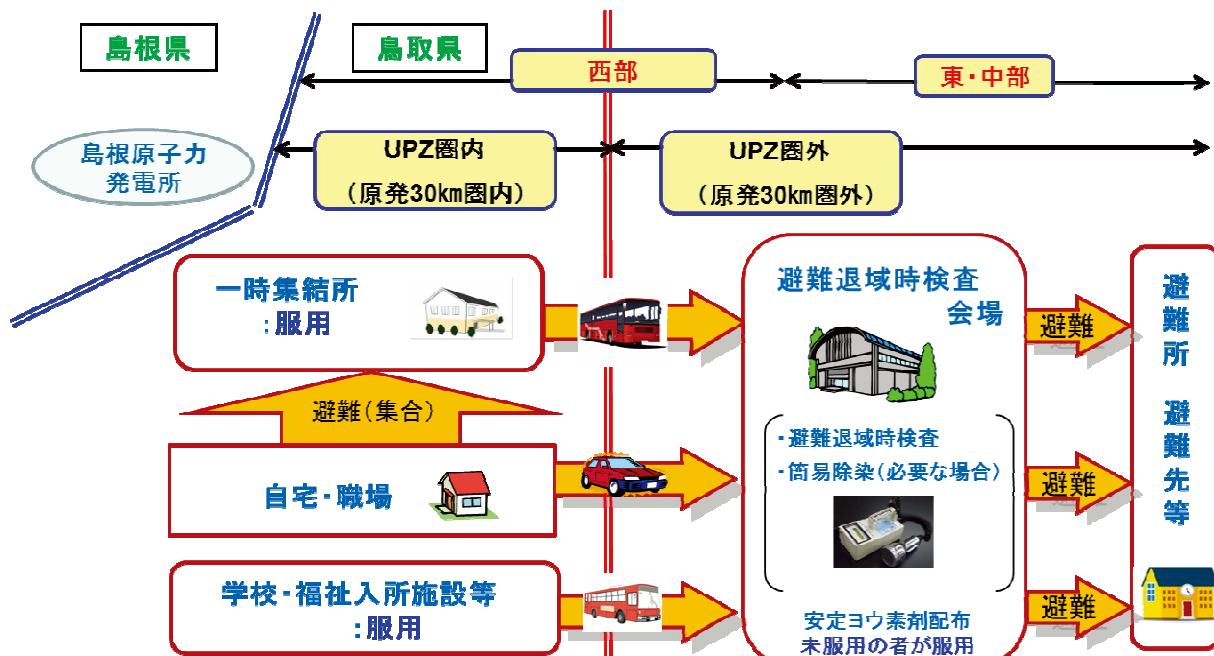


安定ヨウ素剤（ゼリー）

#### 2) 備蓄・配布体制

- 服用は、国の原子力規制委員会が必要性を判断し、原子力災害対策本部（本部長：内閣総理大臣）又は地方公共団体の指示により行うことになっています。服用指示が出た場合に配布され、服用は原則1回です。
- 米子市及び境港市の一時集結所（公立学校、公民館等）に、住民全員の概ね2～3日分の安定ヨウ素剤を備蓄しています。  
また、UPZ圏内の学校（小・中・高・高専）に児童生徒・教職員分を、さらに、福祉入所施設に利用者・職員分を、住民分に上乗せ配備し、迅速な配布・服用を可能にしています。
- 「一時集結所」に立ち寄らずに避難された方は、避難退域時検査会場で配布を受けることができます。

#### （参考）緊急時の服用体制



## 14. 原子力防災に関する知識の普及啓発

### (1) 原子力防災現地研修会(見学会)

鳥取県では、原子力発電についての正しい知識と安全対策などについて知っていただくため、県民のみなさんを対象とした原子力防災現地研修会（見学会）を開催しています。

実施状況

年度	回数	開催日	参加者数
平成 24 年度	第1回	平成 25 年 3月 21 日 (木)	38
	第1回	平成 25 年 6月 28 日 (金)	22
	第2回	平成 25 年 9月 27 日 (金)	37
	第3回	平成 25 年 12月 13 日 (金)	17
平成 26 年度	第1回	平成 26 年 5月 23 日 (金)	25
	第2回	平成 26 年 7月 26 日 (土)	28
	第3回	平成 26 年 11月 28 日 (金)	18
平成 27 年度	第1回	平成 27 年 5月 31 日 (日)	18
	第2回	平成 27 年 7月 26 日 (日)	25
	第3回	平成 27 年 11月 27 日 (金)	15
平成 28 年度	第1回	平成 28 年 5月 22 日 (日)	12
	第2回	平成 28 年 7月 31 日 (日)	33
	第3回	平成 28 年 10月 6 日 (木)	9
計			297

見学先

●島根県原子力防災センター（島根県松江市内中原町）

- ・放射線の基礎知識の説明
- ・原子力防災の概要説明
- ・施設見学
- ・身の回りのものの放射線を測定してみよう！（夏休み限定企画）



島根原子力館内の見学の様子

●島根原子力発電所（島根県松江市鹿島町）

- ・概要説明
- ・原子力発電所構内見学（バス車内から）
- ・島根原子力館内見学
- ・質疑応答

### (2) 原子力防災講演会

鳥取県では、放射線や放射線防護などについて学び、原子力災害時に適切な対応や行動がとれるようにするため、県民のみなさんを対象とした原子力防災講演会を開催しています。

平成 28 年度開催内容

日 時	平成 28 年 6月 19 日 (日) 13:30 ~ 15:30
会 場	米子市福祉保健総合センターふれあいの里 大会議室
参 加 者	県民等 約 120 名
内 容	「放射線被ばくによる人体への影響とその防護～正しい判断と行動のための基礎知識～」
講 師	弘前大学被ばく医療総合研究所 教授 床次 真司 氏
実 施 体 制	主催：鳥取県・米子市・境港市、後援：西部町村



#### 平成 27 年度開催内容

日 時	平成 27 年 5 月 16 日 (土) 13:30 ~ 15:30
会 場	夢みなとタワー 夢みなとシアター
参加者	県民等 約 140 名
内 容	「放射線の基礎知識・放射線被ばくと人体への影響」
講 師	長崎大学原爆後障害医療研究所 教授 高村 昇 氏
実施体制	主催：鳥取県・米子市・境港市、後援：西部町村

#### 平成 26 年度開催内容

日 時	平成 26 年 4 月 19 日 (土) 13:30 ~ 15:30
会 場	米子コンベンションセンター 小ホール
参加者	県民等 約 110 名
内 容	「放射線の基礎とリスクの考え方」
講 師	広島大学大学院工学研究院 教授 遠藤 晓 氏 (鳥取県原子力防災専門家委員)
実施体制	主催：鳥取県・米子市・境港市、後援：西部町村

#### 平成 25 年度開催内容

日 時	平成 25 年 8 月 18 日 (日) 10:00 ~ 12:00
会 場	境港市文化ホール
参加者	県民等 約 180 名
内 容	「放射線からまもるー被ばくと健康リスクを考える」
講 師	大分県立看護科学大学 教授 甲斐 優明 氏 (鳥取県原子力防災専門家委員)
実施体制	主催：鳥取県・境港市・米子市、後援：西部町村

日 時	平成 26 年 1 月 26 日 (日) 13:30 ~ 15:10
会 場	さざんか会館（鳥取市総合福祉センター） 大会議室
参加者	一般県民等 定員：200 名
内 容	「放射線の基礎知識と防護対策」
講 師	福山大学工学部 教授 占部 逸正 氏 (鳥取県原子力防災専門家委員)
実施体制	主催：鳥取県、後援：東部市町
備 考	国民保護講座として開催

#### 平成 24 年度開催内容

日 時	平成 25 年 2 月 17 日 (日) 10:00 ~ 12:00
会 場	米子市福祉保健総合センターふれあいの里 大会議室
参加者	一般県民等 定員：300 名
内 容	「放射線の基礎知識、放射線からの防護対策」
講 師	(独) 放射線医学総合研究所 放射線防護研究センター 主任研究員 勝部 孝則 氏
実施体制	主催：鳥取県・米子市・境港市、 後援：西部町村・自衛隊鳥取地方協力本部
備 考	国民保護講座として開催

#### 平成 23 年度開催内容

日 時	平成 24 年 1 月 14 日 (土) 10:30 ~ 12:00
会 場	米子市福祉保健総合センターふれあいの里 大会議室
参加者	一般県民等 定員：300 名
内 容	「原子力災害時における被ばく医療」
講 師	(独) 放射線医学総合研究所 特別上席研究員 山田 裕司 氏 (鳥取県原子力防災専門家委員)
実施体制	主催：鳥取県・米子市・境港市、 後援：西部町村・自衛隊鳥取地方協力本部
備 考	国民保護講座として開催

※講師の所属等については、当時のものです。

### (3) 放射線研修会

住民からの放射線に関する健康影響等に係る問い合わせや相談対応等を行う可能性のある市町や県の職員等を対象として、放射線の基礎知識や原子力災害時の対応などについて理解を深めていただくことで、住民のみなさんへの適切な対応ができるよう研修会を開催しています。

平成 28 年度開催内容

	東部地域	中部地域
日 時	平成 28 年 7 月 29 日 (金) 9:30 ~ 11:30	平成 28 年 7 月 28 日 (木) 13:30 ~ 15:30
会 場	鳥取県東部庁舎	エキパル倉吉
参 加 者	東部地域の市町・県職員等約 20 名	中部地域の市町・県職員等約 20 名
内 容	「放射線の基礎知識と人体への影響」	
講 師	広島国際大学保健医療学部診療放射線学科 准教授 林 慎一郎 氏	
実施体制	主催：鳥取県 共催：鳥取市、岩美町、八頭町、若桜町、智頭町	主催：鳥取県 共催：倉吉市、三朝町、湯梨浜町、北栄町、琴浦町



平成 27 年度開催内容

	東部地域	中部地域
日 時	平成 27 年 8 月 5 日 (水) 9:00 ~ 10:45	平成 27 年 8 月 4 日 (火) 13:30 ~ 15:30
会 場	鳥取県東部庁舎	エキパル倉吉
参 加 者	東部地域の市町・県職員等約 30 名	中部地域の市町・県職員等約 30 名
内 容	「放射線の人体への影響」	
講 師	福井大学附属国際原子力工学研究所 教授 安田 仲宏 氏	
実施体制	主催：鳥取県 共催：鳥取市、岩美町、八頭町、若桜町、智頭町	主催：鳥取県 共催：倉吉市、三朝町、湯梨浜町、北栄町、琴浦町

平成 26 年度開催内容

	東部地域	中部地域
日 時	平成 26 年 8 月 8 日 (金) 10:00 ~ 12:00	平成 26 年 8 月 7 日 (木) 13:30 ~ 15:30
会 場	鳥取県東部庁舎	鳥取県立倉吉体育文化会館
参 加 者	東部地域の市町・県職員等約 50 名	中部地域の市町・県職員等約 30 名
内 容	「放射線の基礎知識～原子力災害に備えるために知っておきたいこと～」	
講 師	大阪大学 安全衛生管理部 講師 高橋 賢臣 氏	
実施体制	主催：鳥取県 共催：鳥取市、岩美町、八頭町、若桜町、智頭町	主催：鳥取県 共催：倉吉市、三朝町、湯梨浜町、北栄町、琴浦町

#### 平成 25 年度開催内容

	東部地域	中部地域
日 時	平成 25 年 8 月 9 日 (金) 13:30 ~ 15:20	平成 25 年 8 月 6 日 (火) 13:30 ~ 15:30
会 場	鳥取県東部庁舎	倉吉市役所本庁舎
参加者	東部地域の県民及び市町・県職員等約 50 名	中部地域の市町・県職員等約 40 名
内 容	「放射線の基礎知識～原子力災害に備えるために知っておきたいこと～」	「放射線の基礎知識と原子力災害に対する留意点」
講 師	広島国際大学 保健医療学部 診療放射線学科 准教授 林 慎一郎 氏	九州大学大学院工学研究院 エネルギー量子工学 専攻 教授 池田 伸夫 氏
実施体制	主催：鳥取県 共催：鳥取市、岩美町、八頭町、若桜町、智頭町	主催：鳥取県 共催：倉吉市、三朝町、湯梨浜町、北栄町、琴浦町

※講師の所属等については、当時のものです。

#### (4) 避難先及び避難経路確認訓練

広域住民避難計画で計画している避難経路、避難退域時検査会場、避難先施設等を事前に確認していただくことにより、広域住民避難計画に対する理解の促進及び住民不安の軽減に繋げ、広域住民避難計画の検証と実効性向上を図ることを目的として訓練を実施しています。

また、訓練を通じて、避難者の受け入れをお願いしている東・中部の市町及び各施設管理者、自治会等の関係者との認識の共有、理解促進に繋げています。

#### 平成 27 年度開催内容

	米子市	境港市
日 時	平成 27 年 9 月 30 日 (水) 8:00 ~ 17:00	平成 28 年 3 月 13 日 (日) 8:00 ~ 14:40
会 場	加茂公民館、名和農業者トレーニングセンター ほか	中浜公民館、名和農業者トレーニングセンター ほか
参 加 者	米子市加茂地区の住民 18 名	境港市中浜地区の住民 26 名
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域住民避難計画の説明</li> <li>・原子力災害時の情報伝達及び避難の流れについて研修</li> <li>・避難経路の確認</li> <li>・避難退域時検査会場</li> <li>・避難先施設の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域住民避難計画の説明</li> <li>・原子力災害時の情報伝達及び避難の流れについて研修</li> <li>・避難経路の確認</li> <li>・避難退域時検査会場</li> <li>・避難先施設の確認</li> </ul>
実施体制	主催：米子市 共催：鳥取県、大山町、琴浦町、北栄町、三朝町 倉吉市	主催：境港市 共催：鳥取県、八頭町



## (5) 原子力防災広報紙

原子力災害に備えて、基本的な原子力防災の知識の普及啓発のため、広報紙を作成しています（平成29年3月発行）。

広報紙の電子データはホームページに掲載しています。

URL : <http://www.genshiryoku.pref.tottori.jp/>

## 原子力防災ハンドブック



## 原子力防災チラシ（小・中学生向け）

This is a two-page spread of a nuclear emergency pamphlet for elementary and middle school students. The left page, titled '7 日常生活における放射線' (Radiation in daily life), includes a pie chart showing radiation exposure from various sources (nuclear power plants, medical, natural, etc.) and a diagram of a person's body with radiation levels. The right page contains several sections: '3 鳥取県の原子力防災への取組み' (Measures taken by Tottori Prefecture for nuclear emergency), '5 もしも原子力災害が起きたら…' (What to do if a nuclear disaster occurs), and '6 原子力発電所のしくみ' (How a nuclear power plant works). Each section includes illustrations and explanatory text.

## (6) 鳥取県の原子力防災ホームページ

原子力防災に関して県民の方が知りたい情報を平素から分かりやすく伝えることで、原子力防災に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、緊急時においては、トラブル等の状況や必要な防護措置等を速やかに情報提供することを目的として、平成26年5月に原子力防災ホームページをリニューアルしました。

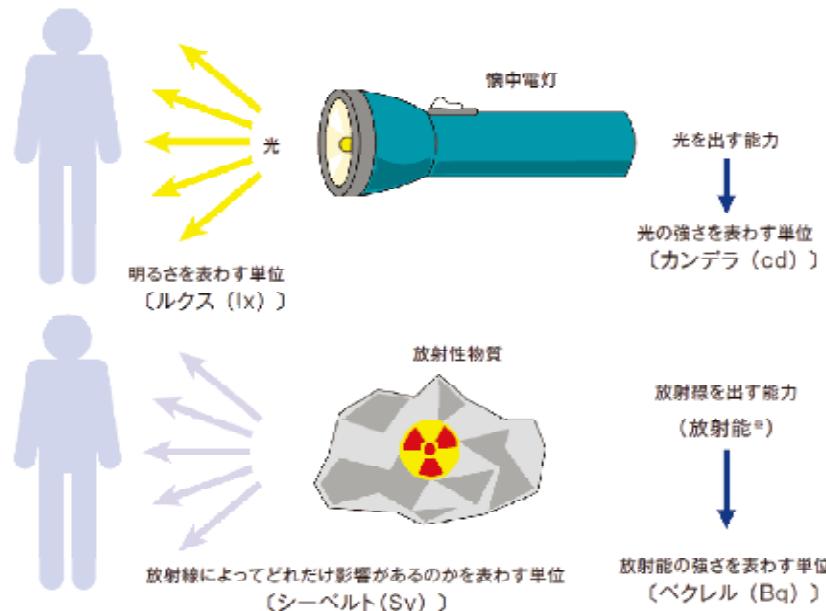
「鳥取県の原子力防災ホームページ」のアドレス

URL : <http://www.genshiryoku.pref.tottori.jp>

The screenshot shows the homepage of the Tottori Prefecture Nuclear Emergency Response website. The header features a colorful illustration of children and a rainbow, with the title '鳥取県の原子力防災' (Tottori Prefecture Nuclear Emergency Response). The main banner has the text '県民の安全と安心を守るため、原子力防災対策を行っています。' (For the safety and peace of mind of its citizens, Tottori Prefecture is taking measures for nuclear emergency response). To the right of the banner are several cartoon characters representing different age groups, each with a question about what to do in case of an emergency. Below the banner are three main navigation tabs: '鳥取県の原子力防災の取り組み' (Nuclear Emergency Response Measures), '空間放射線モニタリングの状況' (Status of Space Radiation Monitoring), and '原子力防災' (Nuclear Emergency Response). The left sidebar contains a list of links related to nuclear power, such as '原子力に関する知事コメント等' (Comments from the Governor on Nuclear Power), '原子力防災の取り組み' (Nuclear Emergency Response Measures), and '鳥取県立環境技術センターに関する情報' (Information about the Tottori Environmental Technology Center). The central content area includes sections for '緊急情報' (Emergency Information), 'お知らせ' (Announcements), and a 'ツイート' (Twitter) feed. The footer contains the Tottori Prefecture logo, contact information, and a QR code for mobile access.

# 第6章 放射線の基礎知識

## 放射能と放射線



※放射能を持つ物質(放射性物質)のことを指して用いられる場合もある

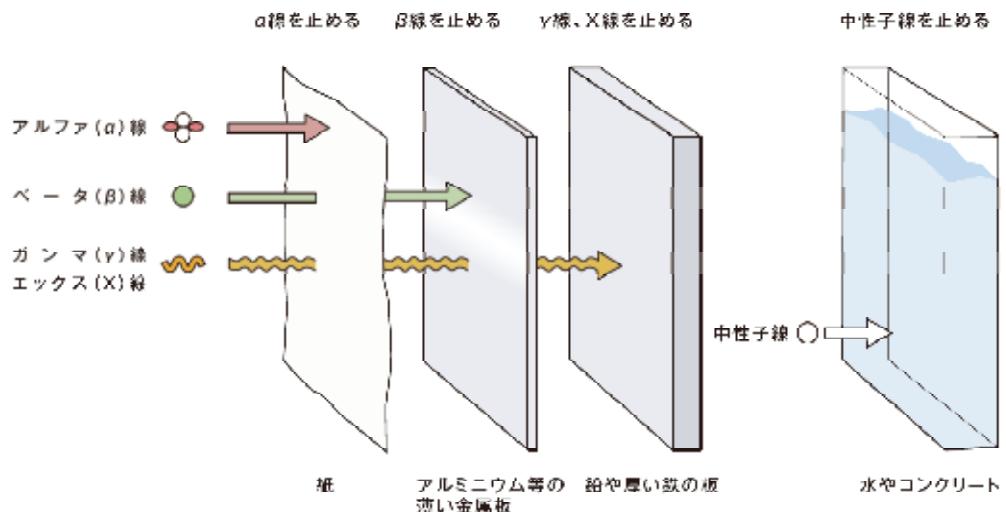
(出典：「原子力エネルギー図面集2015」)

## 放射線に関する単位

名 称	単 位 名 (記 号)	定 義
放射能の単位 国際単位系(SI)		
放射能	ベクレル(Bq)	1秒間に原子核が壊変する数を表す単位
放射線量の単位 国際単位系(SI)		
吸收線量	グレイ(Gy)	放射線が物や人に当たったときに、どれくらいのエネルギーを与えたのかを表す単位 1グレイは1キログラムあたり1ジュールのエネルギー吸収があったときの線量
線 量	シーベルト(Sv)	放射線が人に対して、がんや遺伝性影響のリスクをどれくらい与えるのかを評価するための単位 (1シーベルト=1000ミリシーベルト)
エネルギーの単位 国際単位系(SI)		
エネルギー	ジュール(J)	放射線等のエネルギーを表す単位 (1J=6.2×10 <sup>10</sup> eV)

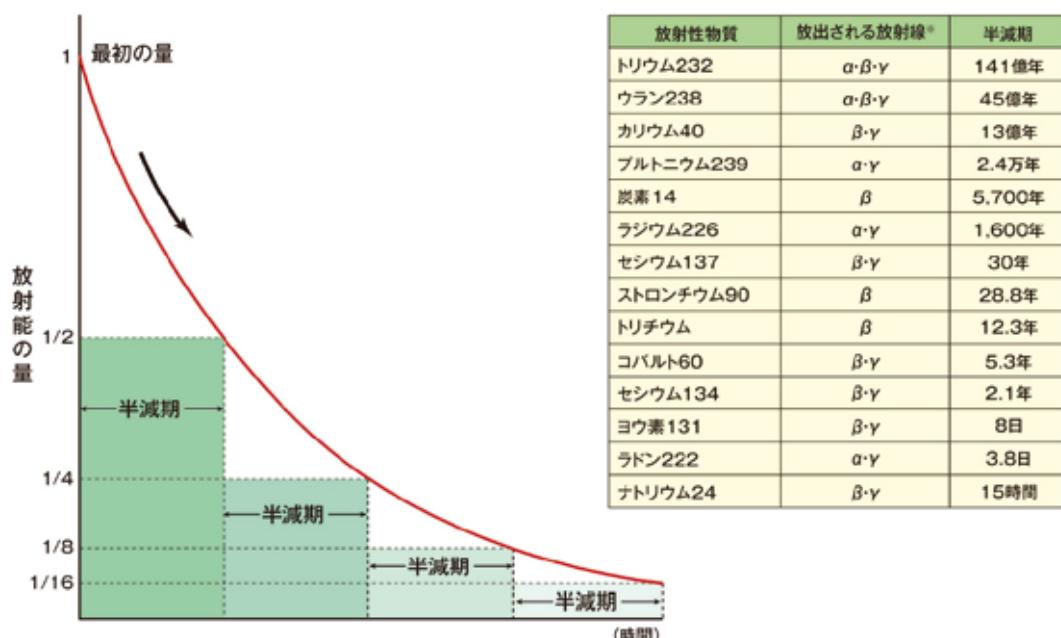
(出典：「原子力エネルギー図面集2015」)

## 放射線の種類と透過力



(出典：「原子力エネルギー図面集2015」)

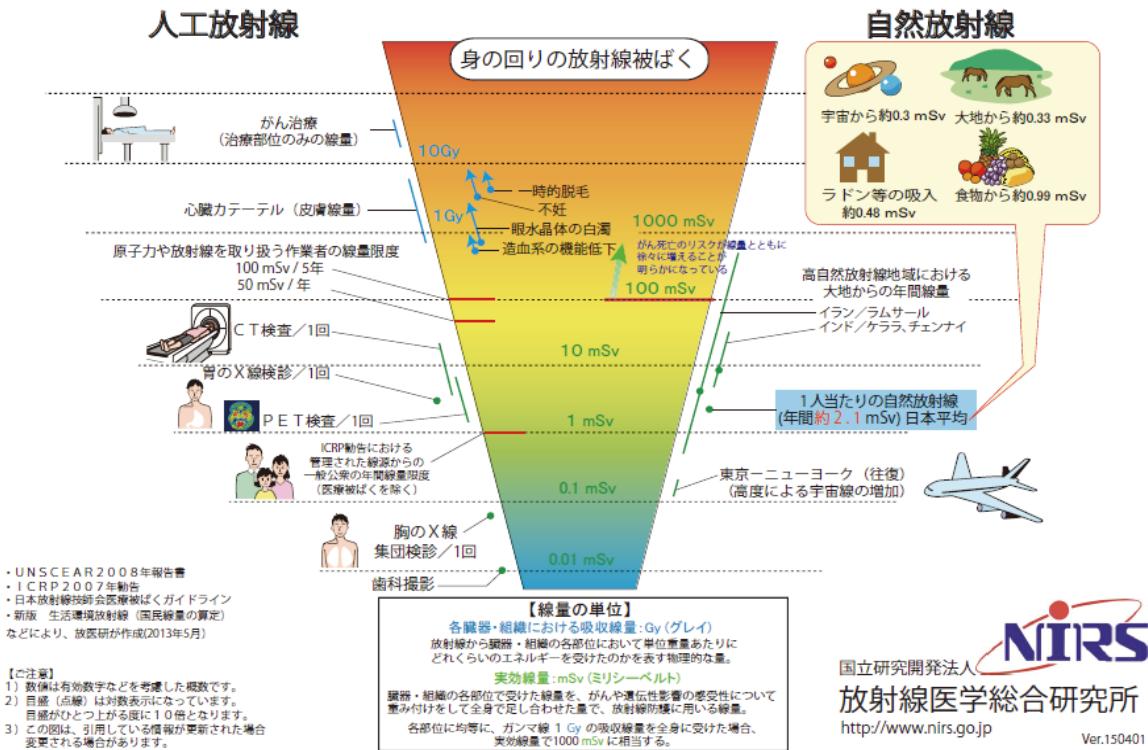
## 放射能の減り方



※壊変生成物(原子核が放射線を出して別の原子核になったもの)からの放射線も含む

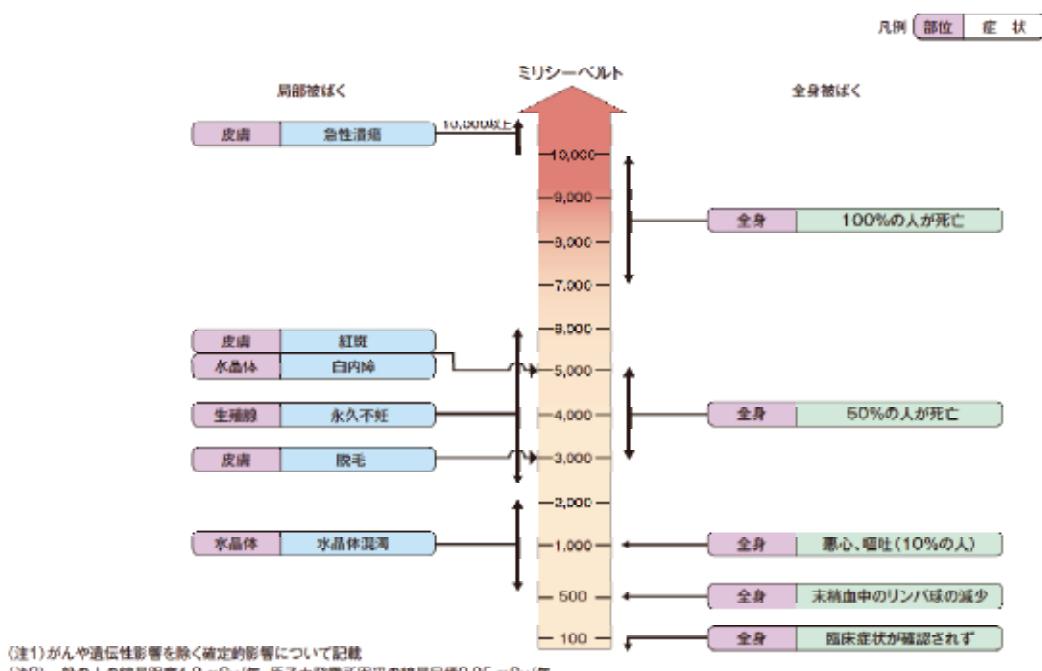
(出典：「原子力エネルギー図面集2015」)

# 放射線被ばくの早見図



(出典：「放射線医学総合研究所」ホームページ)

## 放射線を一度に受けたときの症状



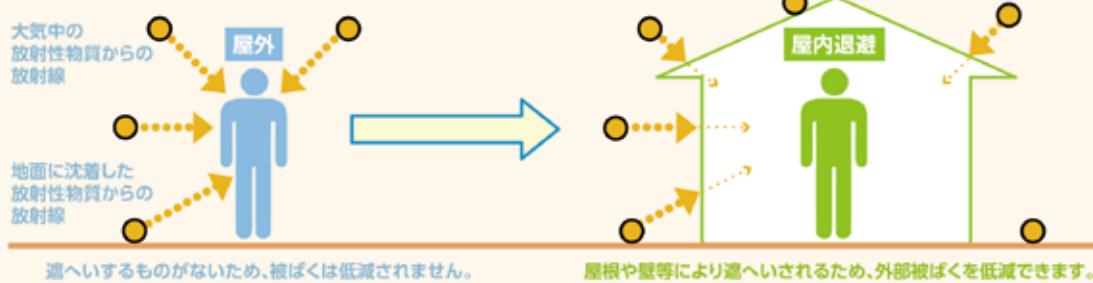
(出典：「原子力エネルギー図面集2015」)

## ▼屋内退避の効果

### ①外部被ばくの低減

外部被ばくの低減には、遮へい物で放射線を遮る(遮へい)方法があります。

屋内に退避することで、大気中にある放射性物質や地表面等に沈着した放射性物質から出る放射線(ガンマ線)の影響が建物の屋根や壁などにより低減します。



### ②内部被ばくの低減

内部被ばくは、呼吸や飲食などで放射性物質を体内に取り込むことで起こります。

屋内に入り建物の気密性を高めることで、大気中にある放射性物質が入り込むことを防ぎ、放射性物質の吸い込みを低減します。

